



(三)司法警察とは犯罪及び犯罪の證據を捜索し並に犯罪人を逮捕し、その他刑事訴追の準備に關する警察をいひ、行政警察とは安寧秩序に對する危害を豫防する警察をいふ。要するに、警察は安寧秩序に對する危害を除去するを以て目的とするが故に、司法警察及び行政警察は共に最終的目的に於ては稍一致すと雖も、司法警察は已に危害の生ずるに因つて發動し、行政警察は將に危害の生ぜんとするに因つて發動す。換言すれば、司法警察は既發の犯罪より生ずる危険を防禦するため、一定の官吏をしてその任に當らしめ、犯罪を罰し得る準備を爲すものなりと雖も、行政警察は將に法令違反の所爲をなさんとするを豫防して以て、公共の安寧秩序を保持するにあり。(同上)

(四)警察には右の(一)行政警察(狭義)、(二)保安警察、(三)司法警察の外に、(四)特別警察(法會上の名稱ではない)とでもいふべき特殊の警察がある。即ち(イ)皇宮警察は宮内省官制(大正十年十月七日、皇室令第七號)及び宮内省分課規程(大正十年十月八日、官報)によつて、皇宮警察部が宮内關係の警察事務を擔當處理する。(ロ)軍事警察は憲兵條例(明治三十一年十一月二十九日、勅令第三三七號)によつて、陸海軍大臣指揮の下に、主として憲兵がこれを掌る。もつとも、憲兵は別に行政警察にかゝるものは内務大臣、司法警察にかゝるものは司法大臣の指揮を承けて、行政警察及び司法警察をも掌る。(ハ)院内警察は議院法(八五條)によつて、各議院開會中その紀律を保持するため内部警察の權は、議院法及び各議院に於て定める所の規則に従つて議長がこれを施行する。(ニ)船内警察は船員法(明治三十二年三月八日、法律第四七號)によつて、航海中海員・旅客その他船中にあるものに對しては船長が警察權を有する。(ホ)その他鑛業警察(鑛業法、七一條)、森林警察(森林法、七六條)などがある。

(五)なほ、警察犯處罰令(明治四十一年九月二十九日、内務省令第一六號)、治安警察法(明治三十三年三月十日、法律第三六號)、治安維持法(大正十四年四月二十二日、法律第四六號)、暴力行爲等處罰に關する法律(大正十五年四月十日、法律第六〇號)、少年法(大正十一年四月十七日、法律第四二號)等を参照。

一六 租税及び財政

第一・二節

(一)吾々は日本國民としてどれだけの恩恵に浴し、どれだけの誇のうちに生存が授けられてゐるだらうか。身體生命の保護を受ける。財産の安固と權利の擁護とが保證される。學齡に達すれば教育を受ける。長じて世に出れば普及向上せる文化の施設の下に自由なる生活も出来る。企業も出来る。海外に出づるも日本國民として母國の擁護はついて廻る。吾々は孤獨生活は出来ぬ。いやでも團體生活をする外はない。こゝに國家なる社會生活の最高形式が生れる。國家は生存し發達して行く。その生存發達の過程に恵まれて、吾々の國民生活は利便と福社とを享けることが出来る。吾々は國民の一人としてその恩恵に浴する限り、あたかも或會の利便を受けてその會費を持つやうに、吾々が國家の費用を分擔するのは當然の義務である。國家の費用は國民全體が支辨せねばならぬ。個人は國民の一員たるの故を以て、その有する財の一部を國家に貢がねばならぬ。それがやがて國民が福利を受ける基礎條件となるのである。吾々が多くの苦痛を忍んで租税を納めなければならぬ理由はこゝにある。國家が租税を徵收する理論的の根據はこゝにある。これが租税義務説と呼んで、現代最も多くの學者の唱へる所である。この義務説が現代

の租税現象を説明するのに最も妥當な考である。(下村宏著、財政讀本)

(二)現行法中の直接税には、(一)所得税(所得税法、大正九年七月三十一日、法律第一一號)(二)地租(地租條例、明治十七年三月十五日、太政官布告第七號)(三)營業收益税(營業收益税法、大正十五年三月二十七日、法律第一一號)(四)資本利子税(資本利子税法、大正十五年三月二十七日、法律第一二號)(五)相續税(相續税法、明治三十八年一月一日、法律第一〇號)(六)登録税(登録税法、明治二十九年三月二十八日、法律第二七號)(七)鑛業税(鑛業法、明治三十八年三月八日、法律第四五號及び砂鑛區税法、明治四十三年三月二十五日、法律第九號)などがあり、間接税には、(一)酒造税(酒造税法、明治二十九年三月二十八日、法律第二八號)。(二)砂糖消費税(砂糖消費税法、明治三十四年三月三十日、法律第一三號)。(三)織物消費税(織物消費税法、明治四十三年三月二十五日、法律第七號)(四)清涼飲料税(清涼飲料税法、大正十五年三月二十七日、法律第一六號)(五)關稅(關稅法、明治三十二年三月十四日、法律第六一號)(六)骨牌税(骨牌税法、明治三十五年四月五日、法律第四四號)などがある。

(三)日本では六千萬の人間が一團となつて生活してゐる。それは鳥が集つてゐるやうに單に個體が集つて生活してゐるのではない。細胞が集つて人體を作つてゐるやうに共同生活をしてゐるのである。その共同生活の費用は何程入用である、又誰が出してゐる。昭和二年度豫算を見れば政

府一般會計として歳入歳出共約十七億五千九百萬圓、特別會計として歳入三十四億八千餘萬圓、歳出三十億七千餘萬圓を計上してある。

その外に地方行政費が入用である。最近の豫算を見れば昭和元年度豫算府縣費三億七千九百餘萬圓、昭和二年度豫算案四億七百餘萬圓、市費六億七千二百萬圓、町村費四億四百萬圓である。

以上國費及び地方費を通計すれば歳入約六十七億圓、歳出約六十三億圓となるが、この中には交互重複してゐるものが多い。一般會計と特別會計を合計してその重複を除けば、歳入三十七億一千餘萬圓、歳出三十六億三千餘萬圓になる。これを豫算純計といつてゐる。この中から一般會計を引いて見ると、特別會計の收支は約十九億餘圓になる。

一般會計十七億餘圓の中で地方費の歳入へ振換るものが一億五六千萬圓あるから、これを引けば中央政費は約十六億圓になる。地方費の中にも市費、町村費から道府縣費の歳入に振換るものが一千萬圓ばかりあるが、先づ大體地方費合計は十四億餘圓である。そこで中央政費十六億圓、特別會計十九億餘圓、地方費十四億餘圓として見ると、日本人の共同生活費は五十億圓ほどになる。これを六千萬人に割當てると一人平均八十三圓で、一月平均四百十五圓になる。

しかし、特別會計は謂はゆる別口勘定で、普通の政費と見難いものが多い。例へば、朝鮮や臺灣

の會計の如きは、その地から收入してその地へ支拂ふものが大部分で、一般會計から出さねばならぬものは必ず一般會計の歳出に載つてゐる。また、政府鐵道の運賃や官營保險の保険料を拂つても政費を出したとはいひ難い。しかし、煙草專賣の利益が一般會計へ入れば、それは必ず一般會計の歳入に載つてゐるから、普通に各國の政費を見るには一般會計だけを見るのである。そして、地方費も地方々々で違ふから一般の負擔とは見ぬのである。

さて、その一般會計が明治二十八年までは國民一人に付二圓内外であつたが、日清戦争後五六圓となり、日露戦争後十圓以上、世界大戦後二十圓以上、大正十三年には二十七圓五十錢、大正十四年には二十五圓五十錢となつた。大正十五年以後はまだ決算が發表されぬが豫算で見れば、大正十五年二十七圓四十五錢、昭和二年二十九圓四十五錢になつてゐる。

中央政費だけに一戸毎年百五十圓に近い割前を出さねばならぬことは誠に輕からぬ負擔である。けれども、今日の人間は國家を離れては一日も生活が出来ぬのである。さればお互にその所得の半分で私生活をして、半分は共同の費用に出し合はせて生命と財産を保護しようといはれても黙従する外はない。少し出して不完全に保護されるよりも、多く出しても完全に保護され且便利に生活する方がよいことは疑ない。その程度をきめその用途を定めるのは帝國議會や地方議會の議

員であるが、そのきめ方が悪いと多く出して不便利に生活せねばならぬことになる。さて、昭和二年度の一般會計歳入約十七億五千九百萬圓はどういふ方面に使はれるか。それは大藏省が二割四分、逓信省が二割、内務省と海軍省が二割五分宛、陸軍省が二割二分、以上五省で八割六分、残る一割四分は文部省が八分、農林省が二分八厘、商工省が七厘、外務省が一分一厘、皇室が二厘六毛である。

けれども、この所管別が直ちに費途別といふ譯に行かぬ。例へば、逓信省の歳出三億四千四百餘萬圓の中には年金や恩給の取次一億三千七百餘萬圓といふものがある。特に大藏省は各省所管に入れ悪いものを、皆大藏省へ掃き寄せたやうになつてゐるから、その歳出四億一千六百餘萬圓の中には本來の大藏省事務費でないものが甚だ多い。その著しいものを拾ひ上げて見ると、公債費二億九千餘萬圓、新領土補助費二千三百餘萬圓、諸官衙議院建築費等千五百餘萬圓、震災復舊及び新營費約一千萬圓、對支借款整理及び支那債券補償五百餘萬圓、諸調査費六百餘萬圓、内閣樞密院貴衆兩院會計検査院行政裁判所等經費六百餘萬圓等がある。これだけでも三億五千四百萬圓になる。しかし、茲に列記したものを除けば、大體に各省の歳出は各省所管事務に關係する費用と見て差支はなす。

そこで先づ大局から見て、一般會計十七億餘圓といふ額は當分減る見込はない。地方費も殖える一方である。特別會計を一切除外しても國民一人の政費負擔額は五十圓内外である。今の民力に比して負擔が重過ぎはせぬか。重過ぎるとすれば、暫くすべての進歩を制しても政費を節して國民經濟の發達を待つか、然らざれば極度に國民經濟の發達を助長して、速にその負擔に勝へしめるまで財力を養はねばならぬ。

特別會計まで加算すれば、今日の政費は五十億圓である。日本人の所得總額を百億圓と見てもその二分の一を政治に用ひられてゐる。日本の國民經濟が頭デツカチになつてゐることは争はれぬ。然らば、その一般會計の十七億五千九百萬圓は如何にして調達してゐるかと思れば、

(百分比)

租税	八億八千三百餘萬圓 (五〇・三)
官業及び官有財産收入並に拂下	四億六千九百餘萬圓 (二六・七)
印紙收入	八千一百餘萬圓 (四・七)
前年度繰越	約一億九千萬圓 (一〇・八)
借金(公債)	六千四百萬圓 (三・六)

特別會計繰入	三千五百餘萬圓
雑収入	二千百餘萬圓 (三・九)
納付金、分擔金	千五百餘萬圓

を以て開建してゐる。

そして、その五割以上を負擔してゐる租税の内容は何であるか。

次の表で見る如く、

酒造税	二億三千八百餘萬圓 (二七・〇)	(百分比)
所得税	二億二千四百餘萬圓 (二五・四)	
關稅	一億二千七百餘萬圓 (一四・四)	
砂糖税	七千六百餘萬圓 (八・六)	
地租	六千七百萬圓 (七・五)	
營業收益税	五千百萬圓 (五・八)	
織物消費税	三千四百萬圓 (三・九)	

その他

六千五百萬圓 (七・四)

租税の過半は酒造税と所得税で出てゐる。

官業收入の中では郵便・電信・電話の收入二億四千餘萬圓が大關で、專賣局の益金一億六千餘萬圓が關聯、森林收入四千二百萬圓弱が小結である。そして、この三つが官業收入の殆ど全部である。

その他諸種の財源を掻き集めてゐるが、國有財産の所得とか賣却を除く外は、皆人民から納税してゐるのである。最後の不足は前年度の剩餘金を以て填め、なほ足らぬので借金をして辻褄を合はせるのである。そして、前年の剩餘金も大體人民から納めた金の剩餘で、その年度の借金も後日人民から納める金で拂はねばならぬのである。故に、國有財産を利源とする極めて一小部分を除いては國庫の歳入は皆納税であるとして宜しい。例へば、郵便・電信・電話の收入二億四千萬圓から通信費一億四千萬圓を差引いた一億圓は郵便電信電話税である。また、煙草の益金一億六千萬圓は煙草の税金である。(矢野龍太編、日本國勢圖會)

(四) 所得税の組織について言へば、我が國の所得税には左の三種がある。

第二種所得税

二、法人の普通所得税

- 二、法人の超過所得税
- 三、法人の清算所得税

第二種所得税

一、内地に於て支拂を受ける公債・社債若しくは銀行預金の利子又は貸付信託の利益に課する。

二、外国にあつて内地に營業所を有する法人から受ける利益若しくは利息の配當、剰餘金の分配又は利益若しくは剰餘金處分たる賞與などの分配を受けるものに課する。

第三種所得税

第二種に屬せざる個人の所得に課する。

第三種の所得税は所得金額を左の各級に區別し、遞次に各稅率を適用してこれを賦課する。

千二百圓以下の金額	百分の〇・九
千二百圓を超える金額	百分の二
千五百圓を超える金額	百分の三
二千圓を超える金額	百分の四

三千圓を超える金額	百分の五
五千圓を超える金額	百分の六・五
七千圓を超える金額	百分の八
一萬圓を超える金額	百分の九・五
一萬五千圓を超える金額	百分の十一
二萬圓を超える金額	百分の十三
三萬圓を超える金額	百分の十五
五萬圓を超える金額	百分の十七
七萬圓を超える金額	百分の十九
十萬圓を超える金額	百分の二十一
二十萬圓を超える金額	百分の二十三
五十萬圓を超える金額	百分の二十五
百萬圓を超える金額	百分の二十七
二百萬圓を超える金額	百分の三十

三百萬圓を超える金額 百分の三十三
 四百萬圓を超える金額 百分の三十六

(下村宏著、財政讀本に據る)

(五)酒造税の沿革を言へば、明治元年五月の布達で造酒百石につき一時買加金として金二十兩の上納を命じた。これが酒造税の起源であつて地租條例發布に先立つこと五年、我が國最古の租税である。

明治二十九年日清戦争後二千八百餘萬圓であつた酒造税は、大正十五年度には二億餘萬圓、今回の改正で約二割増となり、二億四千萬圓となるから所得税より約四千萬圓多い。

我が國で製造する清酒は年約五百八十萬石、これに要する米約三百八十萬石、麥酒の製造高は約八十五萬石、一年の酒麥酒代約十二億圓。(同上)

(六)煙草の消費高は、刻煙草が六十億貫匁、巻煙草が二百六十億本、この代金が合計して二億六千萬圓、この益金が一億五千萬圓で、一年の國債利子二億四千萬圓、小學教育費の二億二千萬圓より多く、約海軍の總經費と匹敵し、酒の消費と合するときは十四億六千萬圓、一日の消費高は四百萬圓を超えてゐる。(同上)

(七)租税を徴收する爲に要する徴收費は、納税者たる國民がよく租税の性質を理解して、正しく申告し又正しく期日までに納めると、割合に少くてすむ譯であるが、實際は驚くべきほどの額に上つてゐる。左に主なる租税の収入額と租税徴收費と徴收費の收入に對する百分比を示さう。

租税収入額と徴收費

(大正十一年度、單位千圓)

種別	税収入	徴收費	收入百圓に對する徴稅費
所得税	二二三、六五一	六、四七五	四、四八
地租	七四、三三六	五、〇〇九	六、七四
相續税	二〇六、二〇六	二、六九二	一、五五
酒造税	一一、八七一	七一六	六、〇二
砂糖消費税	六六、四六七	一九七	二、〇九
織物消費税	五四、五一〇	一、三八七	二、五四
鹽業税	六、〇二八	一二五	二、〇六
兌換券發行税	一、三〇六	六五	〇、〇五
登録税	一八六	六三	三三、三三
總計	八六六、五七八	二二、六〇五	二、六一

(八)地租委譲論とは國稅たる地租を地方自治體の手に移して地方稅とすべしといふ議論であるが、從來の營業稅は地租と性質が同じきため委譲は常に兩者一律に論ぜられ、委譲論は自然營業稅をも對象としなければならなかつた。しかし、營業稅は營業收益稅となり、地租も課稅標準を賃賃價格に改めたので、委譲論も自らその形態を變へなければならぬが、今まで主張された委譲論には二つの理由がある。

第一に、地租を地方稅とすれば各地方々々によつて適當に課稅することになり、負擔の不公平を除くことが出来る。乃ち現在でも地價を新に調査し、常に地價の變動によつて地租も變へて行くやうにすれば、地租は公平な稅となるのであるが、それを國家全體につき同時に成遂げすることは非常な手數と時間と費用を要することになる。しかし、その困難な事業も地方自治體がその所管する土地だけとなれば比較的可能であり、又よく實狀に適應することが出来る。

第二に、地方財政が財源難のために苦んでゐるから、それを救済する爲に地租を地方稅とせよといふのである。現在の地方自治體は地租及び營業收益稅の附加稅の外に適當な稅源を持たぬため收入の弾力性に乏しく、その附加稅は地方費の膨脹に順應することが出来ぬ。遂に地方自治體は法律の制限率を超過せる附加稅を課し、戸數割を擴張し、又府縣營業稅や雜稅に於て漁れるだけ

の稅源を漁りつくして餘すところなきの現狀にある。しかも地租や營業稅の附加稅は本稅たる地租や營業稅を超過してゐるのだから、これらの稅制を定めた趣旨は全く滅却されてゐるといふのである。(下村宏著、財政讀本)

第三節 政費が毎年の收入で支へ切れぬ以上、その不足は借金して填めるより外はない。借金は現在の國民が今後の負擔で拂ふか、さもなければその子孫に拂はせねばならぬ。この場合限定相續は許されぬ。但し、ロシアは帝政時代の國債は勞農政府からは拂はぬと預張つてゐる。

昭和元年末に於ける國債は内債三十四億四千四百餘萬圓、外債約十四億七千八百萬圓、合計四十九億二千二百餘萬圓、外に米穀證券及び短期借入金六億七千三百餘萬圓、總計五十五億九千五百餘萬圓である。國民一人につき約九十二圓、一家平均四百六十圓の借金である。

内債の方は一家内兄弟間の貸借だから、行き詰れば返へさぬでもよいとしても、外債の方は返さずには濟まぬ。

世界大戰の影響で大正四年から七年まで珍しく輸出超過續きで、その額十四億圓に上り、大正三年まで支拂超過であつた貿易外收支が四年から大逆轉をした爲に、大正九年までには二十三億圓の受取超過となり、兩者合計三十七億圓の正金を得た。然るに、戰爭終了と共に忽ち貿易は

輸入超過に達し、大正八年から昭和元年まで輸入超過總計二十八億五千七百餘萬圓に上り、貿易外收支は幸にまだ支拂超過には達らないけれども、受取超過の額が非常に少くなつた爲に、大正十年から昭和元年までの總計十億圓内外に過ぎぬ。

大正三年末には政府外債が十五億二千四百餘萬圓、地方債と社債が三億四千四百萬圓程あつたのが、一時は政府外債は十三億一千萬圓となり、地方債、社債は一億七千萬圓になつたけれども、取後の我が國際收支が前述のやうな關係であるところへ大震災に遭つたから、今日ではまた公債が十四億七千八百萬圓、地方債が一億八千萬圓、社債が三億九千萬圓となつた。

右の動搖につれて、我が國の正貨も大正三年末には内地に一億二千八百萬圓、外國に二億一千三百萬圓しかなかつたのが、大正八年末には内地に七億二百萬圓、外國に十三億四千三百萬圓もあつた。殆ど政府外債と同額の金貨が外國に預けてあつた。その後正金を内地へ輸送した關係もあるが、在外正貨の大部分は輸入超過に費消されて、昭和元年末には内地に十億四千萬圓、外國に一億八千萬圓となつて終つた。

日本に金の入つた時代には日本は債務國から一躍して債權國になつた。一時はイギリスにも二億八千萬圓、フランスにも一億三千萬圓、ロシアにも二億四千萬圓、支那にも六億圓から貸した。

しかし、今ではイギリスもフランスも全部償還して、支那政府借款四億三千四百萬圓とロシア借款との回收極めて困難な貸金だけが残つてゐる。

我が内外國債に對しては償還基金の制度を設けてその元利の支拂に務めてゐる。従來は毎年國債總額一萬分の百十六づつ償還することに成つてゐたのを、昭和二年度からは毎年更に前々年度に生じたる國庫剩餘金の四分の一づつ償還額を増すことにした。(矢野恒太編、日本國勢圖會)

一七國防

第一節 陸海軍人に賜はつた勅諭(明治十五年一月四日)・陸軍參謀本部條例(明治四十一年十二月十九日)・軍令陸第一九號(海軍軍令部條例(大正三年八月二十五日)・軍令海第七號)・元帥府條例(明治三十一年一月二十日)・勅令第五號(軍事參議院條例(明治三十六年十二月二十八日)・勅令第二九四號)等を参照。

第二節 (一)陸軍管區表(大正十四年四月八日)・軍令陸第二號(陸軍常備團體配備表(大正十四年四月八日)・軍令陸第一號(海軍區令(大正十二年三月二十六日)・勅令第五六號)・要港部令(大正十二年三月二十四日)・軍令海第一號(防務條例(明治三十四年一月二十三日)・勅令第一號)等を参照。

(二) 主要國の陸海空軍力

一、陸軍力(大正十二年)

(内閣統計局調)

國名	常備軍	豫備軍	國民軍	全兵力	人口百に付
日 本	二七〇,〇〇〇人	一,七五〇,〇〇〇人	四,六七八,〇〇〇人	六,七七八,〇〇〇人	二一・七
英 國	六三〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	三,三三〇,〇〇〇	四,一八〇,〇〇〇	三・〇

國名	海軍力(大正十三年)	内閣統計局調
米 國	一三六,六二九	二五,一六〇
佛 國	七五〇,〇〇〇	四,四一〇,〇〇〇

國名	海軍力(大正十三年)	内閣統計局調
日 本	六隻	輕巡洋艦 二一隻 一二等驅逐艦及戰艦 七八隻 潜水艦 五一隻 航空母艦 二隻
英 國	一八隻	輕巡洋艦 五二隻 一二等驅逐艦及戰艦 二〇七隻 潜水艦 六六隻 航空母艦 八隻
米 國	一八隻	輕巡洋艦 一〇隻 一二等驅逐艦及戰艦 二七四隻 潜水艦 一一三隻 航空母艦 一隻
佛 國	九隻	輕巡洋艦 六隻 一二等驅逐艦及戰艦 五八隻 潜水艦 五五隻 航空母艦 一隻

三、空軍力(大正十四年)

(陸海軍合計)

國名	機數	將校	兵卒	兵力合計	線縱員
日 本	一,三〇〇	九八三	六,八五三	七,八三六	七七四
英 國	一,〇五三	三,二八二	二六,五六一	二九,八四三	二,一四五
米 國	一,四二三	一,六四四	一三,二〇四	一四,八四八	一,四七三

一、五四二	一、九七四	三四、三一二	三六、二八六	三、一八四
-------	-------	--------	--------	-------

(III) 五大強國補助艦・潜水艦比較表 (大正十五年)

國名	補助艦噸	噸數	比	率	潜水艦噸	噸數	比	率
日本	一〇九	一九九	一〇〇	四八	三九	一〇〇		
米國	二九二	四〇七	二〇五	一一	八五	二二〇		
英國	三一三	四五四	二二七	五五	四一	一一二		
佛國	四八	一〇二	〇・五一	四七	三七	〇・九四		
伊國	八二	一二七	〇・六四	四二	一七	〇・四四		

これに建造中のものを加ふれば、日本の一に對し補助艦は米一・七八、英二・五〇、佛〇・八八、伊〇・六六。潜水艦は米一・四五、英一・二一、佛一・四八、伊〇・五三となる。(下村宏著、財政讀本)

第三四・五節

兵役法(昭和二年四月一日、法律第四七號)兵役法施行令(昭和二年十一月三十日、勅令第三三〇號)兵役法施行規則(昭和二年十一月三十日、陸軍省令第二四號)青年訓練所令(大正十五年四月二十日、勅令第七〇號)青年訓練所規程(大正十五年四月二十日、文部省令第十六號)等を参照。

第六節

(一) 現今徵兵制を採つてゐる國は、日本・フランス・イタリア・ロシヤ・スウイス・スウェーデン・オランダ・ベルギー・ポルトガル等で、その他のイギリス・ドイツ・アメリカ合衆國・オーストリア・ハンガリー・中華民國・デンマーク・ブルガリヤ・メキシコ・シヤム等は義務兵制又は備兵制である。

(二) 國防特に軍人精神については、配屬將校たる教練受持の教官から、謂はゆる精神訓話がある筈だが、修身科に於ても亦大いに力を致さねばならぬ。朝日新聞記者鈴木文史朗の「東西話行」の中に「三勇士物語」と題して、次の記事が載つてゐる。

要害きびしきトリエストの軍港に只一隻の水雷艇で潜入し、一隻の弩級軍艦を撃沈し、他の一隻の戦闘力をなくしたイタリアのリゾー中佐。驅逐艦十隻にまもられてフィウメに急ぐサン、ステファノ外一隻の超弩級艦を撃沈した上に追撃し來たる驅逐艦に手づから沈下敷設水雷を投げつけたリゾー中佐。

パスピヨの四年間の爆發作業に部下の兵士が誤つてセラチンを煮え立つ鍋の中に入れしを見るや、ぐるりにゐる部下を追立てて、自ら素早くその鍋を手にして谷に投じた瞬間に、爆發して兩眼潰れ左腕もぎ取られ、右手の二指を残したベツカストリ少尉。點字によつて書籍を読み、その右手の二本の指だけでタイプライターを打つて、イタリアの文

壇に叫んだベッカストリー。彼のためにイタリーの皇太子は靴の紐を結んだ。皇太后は肩に手をかけて彼のキイを押すタイプライターの紙面をのぞき込まれたといふ失明の愛國者。松葉杖の一本足で従軍を願うて容れられず、遂にイタリーの最も苦戦せるチビダレに馳せ第三軍のアウト殿下に従軍を直訴したアンリコ、トーチー。

狙撃隊に入りてより自轉車に乗る伎倆にかけては隊中第一とうたはれ砲煙彈雨の中を片脚で踏みしめ踏みしめ突進したトーチー。

モン、フルコーネの戦に決死隊の真先に立ち、右腕に松葉杖を抱へ、左手に擲弾をつかんで敵の塹壕目がけて進む、その胸に敵の擲弾が命中する最期の瞬間に、満身の力を籠めて松葉杖を敵兵に投げつけ、更に斃れんとする自分の身體を敵兵へ投げつけたアンリコ、トーチー。

一八國 交

第一節 今日共存共榮の觀念は人類を通じたもので、國際間に於ては條約國であらうと、無條約國であらうと、交戦國でない限り自他共に一國の權利と自由を尊重し、相互の利益と幸福を圖るべきは當然である。しかし、國際間に別に超國家的の法則が條約以外に存在する譯でなく、國際法の内容をなすものは主として國際條約であるから、現今の程度では、國際上から見た外國は、(一)條約國、(二)無條約國、(三)交戦國の三種に區別される譯である。

第二節 現今我が國の條約國(◎)は大使、○は公使派遣國(○)は、○中華民國、○シヤム(以上二國はアジア洲)◎イギリス、◎フランス、◎ソヴェエト聯邦、◎ドイツ、◎トルコ、◎イタリー、◎ベルギー、○ポーランド、○チチコスロヴァキヤ、○オーストリア、○スイス、○イスパニヤ、○オランダ、○スウェーデン、○ルーマニヤ、○ギリシヤ、フィンランド、ハンガリー、ユーゴスラヴィヤ、ポルトガル、ノルウェー、デンマルク、(以上二十二國はヨーロッパ洲)◎アメリカ合衆國、○メキシコ、(以上二國は北アメリカ洲)◎ブラジル、○アルゼンチン、○チリ、○ペルー、コロンビア、ポリヴィヤ、エクワドル、パラグアイ、ウルグアイ(以上九國は南アメリカ洲)の三十五箇國で、

領事館(領事官の駐在する公館)の所在地は、百四十箇所に及んでゐる。

第三節

共存共榮の目的を達するために、世界多数の國家が加入して條約を締結し、協同の事業

を営みつゝあるものの中で、著名なものは(一)萬國郵便條約(一九二四年スウェーデンのストックホルムに於て締結が成り、翌一九二五年「大正十三年」から施行)、(二)萬國電信條約(一八七六年から施行されてゐるが、我が國は一八七九年「明治十二年」加入)、(三)萬國電信條約書附屬國際業務規則(前項の改正で、一九二五年パリに於て議定し、翌一九二六年「大正十五年」から施行)、(四)國際無線電信條約(一九一二年ロンドンに於て締結し、翌一九一三年「大正二年」から施行)、(五)赤十字條約(一八六四年スウイス外十一箇國間に締結され、我が國は一八八六年「明治十九年」加入)、(六)文學的美術的著作物保護同盟規約(一八八六年スウイスのベルヌに於て、及び一八九六年パリに於て調印が成り、我が國は一八九九年「明治三十二年」加入)、(七)萬國工業所有權保護同盟規約(一八八三年パリに於て、及び一八九九年イスパニヤのマドリッドに於て調印が成り、我が國は一八九九年「明治三十二年」加入)、(八)萬國農事協會條約(一九〇五年イタリアのローマに於て議定し、一九〇七年「明治四十年」から施行)、(九)國際航空條約(一九一九年パリに於て調印し、一九二二年「大正十一年」から施行)、(一〇)國際聯盟規約(一九一九年ヴェルサイユに於て協定し、翌一九二〇年「大正九年」から施行。その第十三編勞働「三八七條—四二七條」

は萬國勞働規約と見るべきもの)などの條約によつて行はれてゐるものである。

第四・五條

(1)グ.ロ.チ.ウス。(Hugo Grotius, 1583-1645) 著名なオランダの法學者でまた神學者。カ

ント・ルソー・ベンサムなどによつて、昔から叫ばれてゐた國際平和及び協力の思想、而も痴人の夢として葬むられてゐたこの思想が、歐洲大戰といふ世界的第一大試煉によつて各國民の腦裏に漸く自覺め、カントのいはゆる「空虛な理念でない永久平和」が國際聯盟の形となつて實現したことは、むしろ遲きに失するの感がある。しかし、國際聯盟によつて直ちに世界平和が到來したやうに考へることも、また聯盟が高能の神であるかのやうに信頼することも誤である。聯盟は今や國際紛争の解決の機關として、また國際協力促進の原動力として働く途に上つたのである。聯盟をしてよくその目的を到達せしめることは、世界各國民の輿論の同情と援助がなければならぬ。國際聯盟は各國政府の代表者から成る世界的中央機關である。この機關は元來が世界各國民の輿論によつて生れたのであるから、また輿論によつて支持され指導されねばならぬ。之を創設したものは之を維持し發展せしめる責任を免れることは出來ぬ。この意味に於て世界の主要な國三十餘箇國に國際聯盟協會といふものが組織され、この國民の輿論をまとめて國際聯盟を後援し指導し、兼ねて内國民に對し國際聯盟思想の涵養に努めてゐる。この意味に於て國際聯盟協會は聯盟

を教育する機關であると共に、世界の人類を教育する機關である。

我が國際聯盟協會は大正九年四月東京に創立され、總裁に徳川公爵、會長に遊澤子爵、役員に一流の學者政治家外交官教育家宗教家を網羅してゐる。この却振を見て聯盟協會はブルジョアの團體であると批難するものを往々にして見るのであるが、しかし、我が協會の行動は常にデモクラシーの立場を失はない。蓋し、教育が我が協會の本來の使命だからである。(國際聯盟協會幹事會本節一)

(二)現在國際聯盟に加盟せる國は、左の五十五箇である。

オーストラリア、ベルギー、ポリビヤ、カナダ、中華民國、玖馬、チッコスロヴァキヤ、フランス、ギリシヤ、グアテマラ、ハイチ、ホンデュラス、印度、イタリー、日本、リベリヤ、ニュージーランド、ニカラグラ、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニヤ、ユーゴスラヴィヤ、シヤム、南阿、イギリス、ウルグアイ、アルゼンチン、チリー、コロンビヤ、デンマルク、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルシヤ、サルヴァドル、イスパニヤ、スウェーデン、スイス、ヴェネズエラ、アルバニヤ、ブルガリヤ、フィンランド、オーストリア、コストリカ、ルクサンブルグ、エストニヤ、ラトヴィヤ、リシアニヤ、ハンガリー、アイルランド、エ

チオピヤ、ドミニカン、ドイツ。

(三)なほ、國際聯盟については、卷四、一五、「人類と世界平和」(三七三頁及び三七五頁)を参照。

第三 社會と我等

一九 社會

第一節 廣く社會といふときは、一體何を意味するのであるか。普通に社會學者は、それは人と人との結合であるとか、人の心理的の結合であるとか、その結合關係であるとか説いてゐる。しかし、果して人と物との結合なり關係なりが、社會といふ觀念の中に含まれてゐないかどうか。兎もあれ、社會といふものは一團の人々が生きんがために結びつき、形づくつたものである。ただそれは物質上の生活でも精神上の生活でもどちらでも宜しい。そしてそこには、社會を形づくる人々の間に血縁の關係なり土着の關係なり、その他精神上又は物質上の關係が具はつて、何ものか共同の目的とか共通の利害とかと横たはつてゐねばならぬ。そこにはまた、一時的の結合ではなくて、永續的の性質をもつ團結が形づくられてゐねばならぬ。それだから、社會といふものは、或共同の目的、或共通の利害の下に、一團の人々が精神上の生活か、物質上の生活を營まんがために作り上げた永續的の結合である。(永井孝著、社會讀本)

第二三節

(一) 卷四、七、「社會奉仕」(三三三頁) 及び同じく一四、「共存共榮」(三六九頁)を

参照。

(二) 一人はすべての人のため云々。」は「All for each each for all. また、「無くてはならぬ人。」は「A man who can not well be done without.

(三) 若い者は進んで取らうとし、年寄つた者は遅いて守らうとする。これが人間の常態である以上は、世の中はいつもこの二者の綱引である。そして、二者交り一勝一敗して、どちらかが常勝常敗しないうちが世の中の花だ。これを思ふと、年寄は餘り若い者の生意氣を苦にしないで、若い者は又餘り年寄の頑固を馬鹿にしないがよい。よく世間では今日の老人は白髪を染めても壯者に伍して働くほどの元氣がなければ駄目だといふけれども、私はやはり老人は老人として若い者の足りないところを補うてやるがよい。何も壯者にばけてまでその眞似をするに及ばぬと思ふ。老人もその人數に不足してゐないやうに、壯者もその人數に事欠いてゐない。老耄若木互に枝を交へて美しい林樹を呈するやうに、この社會は有りのまゝに老壯者を一樣に要求してゐるもので、壯者らしい老人や老人らしい壯者などはむしろその好むところではない。老壯は社會生活の陰陽の兩極で、この兩極が互に吸引したり反撥したりするところに社會の堅實な進歩發展が見られるのである。(拙著、易水想波参照)

二〇 社會政策と社會事業

第一節

(一) 社會問題なる言葉を最も廣義に解釋すれば、社會面に浮沈する一切の問題は、悉くこの社會問題といひ得る。しかし、社會問題の現在の意味に従ふならば、現存經濟組織に由來する諸般の社會制度の誤謬缺陷が原因となつて生起するところの問題に對してのみ、その名稱が附せられるものである。もつとも、社會面に浮沈する一切の問題は、勞働爭議・高引事件・心中沙汰等その何れも、直接か間接かの意味に於て、現在の社會制度の缺陷に由來せざるものはなく、而もその社會制度なるものは、必然的に、現在の資本主義的經濟組織の隱陥を根柢とするものであるから、社會上の如何なる問題も社會問題としての性質を有せざるものはない筈である。茲に於て社會問題なるものは、直接に經濟組織そのものゝ缺陷に由來せられたるか、もしくは間接に影響されたるかの差異により、廣狹の二義に分類し得ることとなる。故に、廣義の場合には婦人の解放運動・普通選挙の要求の如きは固より、賣淫婦の存在、暗殺の流行乃至は家出事件・姦通沙汰の末に至るまで、悉くこれ社會問題の一として觀られる。これに反して狹義の場合には、直接に經濟組織そのものゝ隱陥によつて誘發されるものにして、且その隱陥に對し、漸進的か、急進的か、

改良的か、革命的かに、破壊又は緩和せんとする要求を有するものである。故に、狹義の場合の社會問題とは謂ふところの勞働問題と、その範圍を一にするものと看做して差支ない。蓋し「すべての勞働問題は社會問題なり。」との命題は、反對に「すべての社會問題は勞働問題なり。」との命題となり得るのである。而して今日に於ては、一般に社會問題を狹義の意味に解釋し勞働問題の同義異語として使用してゐる。しかし、社會問題そのものは勞働問題以外更に幾多の諸問題を含むものであつて、たゞ勞働問題に於て最も明瞭にそれを代表せしめ得ると稱すべきである。故に、社會問題なるものを便宜上狹義に解釋して、その由來並に解決策に就いて研究することは、やがて廣義の社會問題を間接的に説明することとなるのである。

社會問題の性質は前述の如く、直接間接に、その時代の經濟組織の缺陷に發したものである。この缺陷は貧富の懸隔に依つて表現されるものであるから、社會に資本家と勞働者の區別がある限り、社會問題は必至的に生起せざるを得ぬ。これを歐洲の歴史に見るも、希臘時代・羅馬時代に既にそれが現れてゐた。中古時代に入ると共に富者と貧者との衝突は著しきものがあつた。しかし當時に於ては、多く農業上の階級的軋轢であつて、今日に見る工業上の軋轢の如く、激甚なる社會問題は見られなかつた。然るに、十九世紀に於ける産業革命の結果、工場制生産が大規模に行

はれるやうになると共に、こゝに資本を投下する企業家と、労働力を賣る賃銀労働者との二大社會階級が生じた。而して、この企業家たる資本家階級と賃銀労働者たる労働階級とは、相互に利害關係を具にせる存在として、衝突の度も多くなり、且劇しくなつて來たのである。かくして近世の工業時代に於ける労働者と資本家との間の社會問題は、質的にも量的にも重大な關係を持つやうになつたのである。蓋し農業時代にあつては地主と小作人とが種々の情誼によつて結ばれ、且階級的にも工業に於けるが如き劇然たる區別がなく、従つてその社會問題もさして重大なるものではなかつたのである。然るに、今日に至つては貧富の懸隔が著しく、労働者は子孫の代に至るまで、その窮乏状態を脱出し得ぬ程度となつたのみでなく、資本家との關係の如きも、單なる労働力の賣買以外に存しないため、情誼も薄くなり、従つて兩者の衝突も劇しくなつたのは當然である。かくの如く貧富の懸隔が甚しくなればなる程、それに伴ふ社會的に不健全病的なる事象を増すは當然である。過貧なるものは固より、過富なるものに於ても、幾多の弊害は起り易いものであり、かゝる顯著なる懸隔に對して根本的に批判せんとする思想が生じ、諸種の社會的問題は提供され論議されることとなつたのである。

社會に諸種の問題が生起すると共に、これを如何に解決せんとするかは、各人の等しく關心するところである。即ちその解決策に對しては、それらの諸問題が悉く直接か間接かに現在の經濟組織に影響されてゐるものである限り、經濟組織そのものの根本に觸れ、如何にこれを改良すべきか、如何にこれを革命すべきかの差違により、自ら二種の區別が生ずることとなる。即ち現在の經濟組織を改むべきか撤廢すべきかの區別である。前者の立場を採る解決策が社會改良主義(爾はゆる社會政策)であり、後者の立場を採る解決策が社會主義である。もつとも、社會主義にせよ、社會改良主義にせよ、なほ細別すれば幾多の區別をも設けられるが、少くとも現在の私有財産と自由競争とを二大柱石とする資本主義經濟組織に對し、これを全然否認して新なる組織を建設すべきか、或はその二原理は正當なるものとして是認し、たゞその無制限なる擴張に附隨する弊害を認め、或種の干渉を加へて、寧ろその弊害を緩和すべしとなすかによりて區別が設けられる。略言すれば、現存の經濟組織を認むるか否かによつて決せられる。社會主義に於ては人類の經濟的平等を絶對に實現せんとし、その方法として自由競争と私有財産の二大條件によつて成立する現社會を破壊し、生産を國營に移し、土地資本を國有とする新社會を建設せんとするものである。もつとも、何れの社會主義も同斷といふことは出來ぬが、兎に角、現存の社會組織を變更して新社會を建設せんとする理想に於ては共通である。これに反して社會改良主義は、社會主義の計畫

を架空の妄想なりとし、自由競争と私有財産の二大條件を是認する。たゞ自由放任主義の如く自由競争を極端に遂行し、私有財産を無制限に擴張することは弊害を伴ひ易いので、國家はこれに對して強者たる資本家に或程度の干渉をなし、弱者たる労働者を保護し、可及的にその弊害を緩和せんとするのである。もつとも、社會改良主義にも諸種の分派はあるが、何れにもせよ、現在の經濟組織の根本を是認し、漸進的にそれによつて生ずる弊害を緩和せんとするのである。而してかゝる解決策の相違は、單純に經濟組織そのものに對する態度ではなく、やがては全般の社會問題の解決に對する態度ともなるのである。(社會問題辭典)

(二)社會問題の解決には、正義の觀念と人道の主義とを以てしなければならぬ。如何にしてこの觀念や主義を具體化するかと云へば、何人も行政に執掌する行政部と立法を擔當する立法部との努力に重きを置くであらう。我が國の行政部には夙に社會政策が行政上の標語に充てられ、多くの機會に臨んで、その實行が聲明されてゐるが、その實際に行はれつゝある所に至つては、牛歩の遅々たる嫌を免れぬ。(堀江歸一、社會問題講座に據る)

社會問題講座は新潮社の編輯・發行にかゝり、すべて十三卷、近代の社會問題に對して各方面の代表者が執筆したものである。

(三)社會政策といふものは社會の發見の一大産物である。發見された社會そのものの政策である。昔、プラトンは社會の理想を説き、アリストテレスはその方策を論じて、はやこゝに二千數百年、その二つの地盤の上に社會の發見が試みられて、まだ僅に數十年、その發見された社會そのものに理論を求め、そのものの活動に俟たうとするのが社會政策である。それで社會問題を解決し、それで社會運動を指導しようとする。その上に社會の理想が描かれ、その下に社會の法則が横たはる。そこには社會思想としての主義が具はり、それには科學と哲學とが裏づける。かくてこそ社會政策としての存在も、目的も、活動も存する。かやうに社會政策には何から何まで購立が出来つゝあると私は思ふ。

社會政策といふものは、一體としての社會そのものの政策であつて、そこに一定の政策目的といふものをもつ。そこで、單に社會に關する一般の社會的政策とは、おのづから目的が違ふ。社會的政策といふのは、財政政策とか税制政策とか、教育政策とか衛生政策とか、一般經濟政策とかいふもので、そのどれもいはゞ國家政策とはなり得るが、社會政策そのものではない。そのどれもが社會的目的をもつてはゐるが、社會政策的の目的をもつものではない。されば社會政策の見地からみると、間接に社會政策の最終目的に役立つといふに過ぎぬ。ところが、我が國ではや

やもすると、この社会的政策と社会政策とを混同して、謂はゆる国家政策と社会そのものの政策とを區別せぬ。

そこでまた、社会政策といふものは、一定の政策目的を缺いてゐる社会事業とは、おのづからその性質が違ふ。普通に社会事業——實は社会福利事業——といふのは、救済施業、感化などの慈善救済事業から發達して、兒童保護とか、結核豫防とか、住宅改良とか、社会教化とかいふやうな保護福利事業とまで進んだものではあるが、もと／＼その扱はうとする社会問題そのものが、社会福利問題といふことであつて、社会政策のそれとは違ふ。社会事業といふのは、今日の社会組織そのまゝの下に、一般社会状態の改善を圖つて、不幸の人々を救済し保護してやる臨機任意の施設である。固より社会事業の多くのものは、社会政策と同じやうな實行的の動機や觀念に發するものではあるが、そこに一定の政策目的といふものを缺いてゐて、たゞ社会政策の補充手段に役立つといふに過ぎぬ。然るに、我が國では社会政策と社会事業とを混同して、國家の立法政策が社会政策で、それを實行する施設事業が社会事業であるとし、そこでまた社会政策事業などといふ熟語が使はれてゐる。苟も社会政策といふ以上、それは社会そのものの政策目的をもつてゐねばならぬ。だから、社会政策は臨機應變的のものでも、變則的のものでもない。(永井亨著、社

會原本に據る)

(四)我が國に於ける社会立法の主なもの、工場法(明治四十四年三月二十九日、法律第四六號)、工業労働者最低年齢法(大正十二年三月三十日、法律第三四號)、米穀法(大正十年四月四日、法律第三六號)、暴利取締令(大正六年九月一日、農商務省令第二〇號)、職業紹介法(大正十年四月九日、法律第五五號)、納員職業紹介法(大正十一年四月十一日、法律第三八號)、住宅組合法(大正十年四月十二日、法律第六六號)、借家借地調停法(大正十一年四月十二日、法律第四一號)、少年法(大正十一年四月十七日、法律第四二號)、感化法(明治三十三年三月十日、法律第三七號)、矯正院法(大正十一年四月十七日、法律第四三號)、健康保険法(大正十一年四月二十二日、法律第七〇號)、簡易生命保険法(大正五年七月十日、法律第四二號)、産業組合中央金庫法(大正十二年四月六日、法律第四二號)、小作調停法(大正十三年七月二十二日、法律第一八號)、商事調停法(大正十五年三月三十日、法律第四二號)、労働争議調停法(大正十五年四月九日、法律第五七號)、自作農創設維持補助規則(大正十五年五月二十一日、農林省令第一〇號)、公益質屋法(昭和二年三月三十一日、法律第三五號)などで、労働組合法は第五十一議會で握り潰しに遭つたまゝになつて居り、失業保険法、小作組合法などはまだその制定を見ず、極めて不徹底な状態にある。

第二節

(一)世の問題となつてゐる公設市場であるが、この公設市場といふものを如何に發達擴張して見たところが、今日のなまけ者には誠に都合のよい御用閑制度のある以上は、少し餘裕のある一家の主婦は公設市場までは中々出て來ない。殊に日本の家といふものは誠にだらしないもので、用がないやうであつて中々用が多いのである。それに主婦が外出するといふと、一寸買物に出るにも直ぐに着物を着更へるといふ風になつて居つて、外出といふことは婦人に取つては厄介なことになつてゐるのであるから、公設市場まで大變な面倒をして買ひに行くよりは、先づ少し位高くても家にゐながら買った方が樂であるから、ついこの方に傾くといふのは陥り易い弊である。こゝらは西洋とは餘程風俗人情が違ふのであるから、この御用閑制度を廢して公設市場を利用するやうにしようと言つたところで中々行はれぬ。殊に日本は雨の多い國であるところへ、婦人の服装といふものは極めて雨には抵抗力のない物を着てゐるので、婦人が出掛けるといふことは非常に困難である。さういふ色々の事情の爲に、この公設市場の利用といふことは案外廣く行はれてゐないのである。そこでこの弊を矯めるについては、種々な方面から良い習慣を作らねばならぬことはいふまでもないのである。それからこの公設市場の方に於ても亦創設日尙淺いとはいへ色々の缺點がある。たゞ西洋でよいから日本でもよからうではいけない。日本には日本式の公設市場を經營して行かねばならぬ。

(二)プリスの社會改良辭典に據れば、隣保事業とは教養ある男女が市の貧窮區域に入込み、勞働者に對し、個人的接觸によつて生活することであつて、その發端から社會事業ではあるが、宗教的社會事業だといふ趣がある。

我が國に於ける著名な隣保館は、(一)マハヤナ學園(東京府下西葛鴨町にあつて、長谷川良信の經營)、(二)日暮里愛隣園(メソヂスト派の經營)、(三)協同會善隣館、これは大正十二年二月の開設で、その趣意書に、「隣保事業は隣人相愛の觀念に基づき、教養あるものが、自ら附近地域の人々の善良なる隣人としてその親切なる相談指導相手となり、進歩せる先覺者としてその篤實なる指導者となり、平等の見地に立つて共に文化生活の向上を圖り、社會改善の實績を擧げ、市民として十分の自覺を以て意義ある生涯を送らんとする努力であります。協同會が善隣館を設置したのも亦この趣旨によつたのであります云々」とある。(四)大阪市民館(館長は志賀志那人)(五)帝大セツツルメント(末弘藤太郎主宰)などで、それらに共通した事業の形態は、(一)教育及び修養、(二)隣友團體、(三)娛樂及び遊戲、(四)經濟的福利、(五)社會改善、(六)研究及び調査の六項である。(社會政策大系に據る)

(三)恩賜財團濟生會は、その目的として「本會ハ明治四十四年二月十一日內閣總理大臣ニ賜リタル勅語ノ旨ヲ奉戴シ 天皇陛下皇后陛下至貴至高ノ保護ヲ仰キ施藥救療ニ關スル事ヲ舉クルヲ以テ目的トス」と明示してあるやうに、明治天皇の大御心によつて生れ、その聖旨の實現には時の總理大臣桂太郎公の努力に俟つところが多い。其金は勅語と共に下賜された百五十萬圓に、朝野の寄附金その他を併せて千五百六十萬二千五百七十七圓(大正十五年五月一日現在)で、これから生ずる收入によつて經營され、その目的及事業の章に「一、東京其他全國適當ノ地ニ漸次癩病院ヲ創設シ之ヲ經營スルコト。二、全國ニ涉リ施藥救療ノ普及ヲ計ルコト」と規定してあるやうに、専ら窮民の救済に當り、現在會長は徳川家總公、副會長は須賀正彌侯で、内務大臣は地方の救療事務一切を引受け、地方長官に命じて事業を進行させてゐる。

二 労働問題

第二節

(一)労働問題として研究すべきことは極めて多いのであるが、今や國の内外を問はず労働運動は労働者の地位を向上せしむることに於て或程度の成功を得てゐるのであるから、労働階級は今後益々この方面に躍進することであらう。しかし、労働階級の解放は決して現制度の下に行はれるものでないから、歐洲諸國の労働運動は更に社會主義の理想に向つて進みつゝあるやうに思はれる。概して言へば、労働者の大多數は社會主義の理想を追求すると同時に労働組合が與へる現實の利益を獲得することにも熱心である。換言すれば、彼等は理想に走つて現實を忘れるやうな無謀なことをしない。労働運動によつて着々實益を收め、同時に一歩々々社會主義の理想に近づくといふことは當然労働階級の中に發生すべき思想ではないかと考へる。

この點に於ては農民運動も同様である。小作人が團體の力によつて最も有利なる小作條件を得ることに努力してゐるのは、現在の運動としてさもあるべきことであるけれども、彼等は決してこの現實的行爲のみに満足してゐるものであるまい。彼等の終極の目的は自ら耕地を所有するにあらぬのだから、國家が徹底的に自作農の創定を計畫するか、然らざれば土地國有を實行するのでな

ければ、到底農民問題を解決することは出来ないものと考へなければならぬ。故に、農民問題に於ても理想的方面と現實的方面とを併せ考へる必要がある。

要するに、労働問題といひ農民問題といふも歸する所は貧乏病の撲滅といふことに外ならぬ。筋肉労働者たる労働階級と農民階級とが生活の安定を得ることになれば、彼等の運動は大部分その目的を達したものと云ふことが出来る。勿論、人類の目的が單に物質的満足のみで得られるものでなく、その目的の主要部分が寧ろ精神的方面の發達にあることはいふまでもないことであるけれども、生活の安定なくして精神的發達を望むことの如何に困難であるかといふことを考へる時、私共は先づ貧乏病撲滅が第一に解決せらるべき問題であることを信ずる。私は物質論者ではなく精神論者である。精神的發達を主要目的としてゐるがために、これに到達する手段として貧乏病撲滅即ち生活の安定といふことを必要とする。社會問題の主眼は生活の安定といふことにあるけれども、これは決して人生終極の目的ではない。換言すれば、私共は生きるために食うてゐるのであつて、食ふために生きてゐるのではない。しかし、現在の社會に生存してゐる人類の多數は殆ど食ふために生きてゐるやうな状態に置かれてゐる。これは實に人類の恥辱であるから、私共は精神生活或は文化生活をなすために、物質生活の心配を必要としないやうな社會を現出すること

に努力せねばならぬ。生活の安定即ち生活の保障が各人に與へらるれば、何人も衣食のために心を勞することなくして、精神的方面に躍進することが出来る。労働運動や農民運動は何れも生活の安定といふことを理想としてゐるのであるから、結局は精神生活に導く前提に過ぎぬのである。

(安部磯雄、社會問題講座に據る)

(二)失業とは、漠然人が何の仕事にも就いてゐないとか、求めても如何なる仕事をも得られないとかいふ意味ではない。こゝに一個の労働者があつて、その人は確に労働に就く意志とこれに堪へる素質とを持つてゐるが、彼をしてその意志を充さしめるだけの職業が提供されぬ時に提供される職業があるとしても、その労働条件なり、労働上の環境なり、労働の種類そのものなりが彼の従来就いてゐたものに比較して、甚しく劣等であつて、到底これについて自己の労働力を適當に應用するに堪へざらしめる。かくて彼をして無職の已むを得ざる状態に居らしめれば、即ちそこに失業といふ事相が起るのである。従つて失業には、第一、労働の意志の労働者に實在してゐること。第二、これに堪へる素質が具へられてゐること。第三、然るに、職業は全然提供されず、又提供される職業があつても、労働条件その他に於て、これに適しないものであつて、職業の提供されざると同様であること等の諸條件の具はることを必要とするのである。(堀江謙一、同上)

(三)メイデー May-day は五月一日を期して行はれる国際労働祭である。無産階級はこの日の業務を中止し、労働の威力を表現するの日である。而して、一面には無産階級の階級的意識と国際的團結とを鞏固にし、資本主義組織の搾取的不合理に抗議しながら、無産階級の階級的××を暗示するの日である。

メイデーが労働階級の国際的表明を取つたのは、千八百八十九年であるが、それまでに至つたメイデー以前の歴史についても一應調べねばならぬ必要がある。

千八百八十六年の五月一日、シカゴに於て「八時間労働達成會」が組織され、興奮した辯士は交起つて大いに辯じて、極度に氣勢を煽り立て、茲にアメリカ合衆國に於けるメイデーは意氣揚揚のうちに行はれた。そして、煙草職工及び歸化ドイツ人の印刷職工は八時間労働となり、尙大工は七つの都市に於て八時間労働制を確立した。越えて、千八百八十八年十二月、労働騎士協會と組織労働聯合の合併からなるアメリカ労働聯合は改めて八時間制運動を決議し、その執行委員會は委託されてワシントンの誕生日(二月二十二日)にとか、獨立記念祭の日(七月四日)にとか、又労働日(九月の第一月曜日)にとか色々議論があつたが、アッブルハーゲン Applegate. の提議で五月一日が選擇された。ところが、千八百八十九年パリで開催された國際社會黨の會合で、フ

ランス代表のラヴィニエ R. Lavigne が、五月一日を以て萬國労働者の總動員の日と決めようと提議した。彼はそれを提案する前にゲード Guéde. ラフルグ Lartigue. やドイツ代表ベーベル Bebel. やリープクネヒト Liebknecht. に謀つて賛成を得、會議もそれに投票したのであつた。けれども、千八百九十一年の會議で爾後國際労働祭は五月一日とし、その日を萬國無産階級の共同の休日、共同の階級的マーチの日として遵守する義務があるといふことに至るまでは、各國ともまぢくこの日が選ばれ勝であつた。

千八百八十九年のパリ、千八百九十一年のブラッセル、千八百九十三年のチーリッヒ、千九百年のブリ等に於ける國際社會黨會議を経てアムステルダム會議でいよいよ五月一日を明確に國際労働日とし、すべての國の無産階級團體は五月一日に一樣にその意圖を表明することになつたのである。

日本では大正九年(西紀一九二〇)五月二日第一回のメイデーが行はれ、その後は五月一日を期して毎年舉行されてゐる。(社會問題講座に據る)

第二節

(一)勞資協調といふのは、近代に於ける労働問題の實情に對し何等かこれが解決の方策を求め、而も社會主義的解決の前途を疑ひ、飽くまで現状を支持しながら社會政策的に勞資の協

調を遂げて、労働問題解決を完うせんとするものである。我が國に於て勞資協調を標榜する最大の機關としては協調會(三井、三菱等約九十人ばかりの實業に依つて寄附された六百八十餘萬圓と、因庫から補助された二百萬圓とを資金として、大正八年末に成立した一大財團)がある。その宣言を見るに、「協調主義は社會に於ける各階級特に勞資兩者が平等なる人格の基礎の上に立つて自他の正當なる權利を尊重すると共に、社會の秩序の爲に公正合理的なる自制互讓を爲し、以て相互に力を協せ産業の發展、文化の進歩、國家の福祉を最も有効に促進すべきことを主張するものである。」と言つてゐる。又曰く、「責任の自覺は協調の出發點であり、正義と人道は協調の基本である。」「協調主義は社會に闘争を絶たしむるを空想するものにあらず、闘争にあらずんば到底勞務者の地位の向上を期し得べからずとする觀念、闘争の爲の闘争を否認するものである。協調主義はかくて階級の調和融合に最も重點を置き、これが爲の施設と宣傳にその全力を擧げんとするものである。」「といふに見ても、その主張は窺ひ知られる。(社會問題辭典に據る)

(二)二宮尊徳の貧富及び財産觀は道德と經濟との調和を期するもので、この點では、一般に經濟に無關心であつた我が國の學者の説として、最も注目し値するものである。左にその名言と思はれるものを掲げよう。

一財走止をなす、之を名づけて貧富といふ。

一實往來をなす、之を名づけて損益といふ。

富人の非を見るは貧人に如かず、富人は富に僻す、故に富人の非を見ること能はず。

貧人の非を見るは富人に如かず、貧人は貧に僻す、故に貧人の非を見ること能はず。

貧にして富の非を見る者は不仁。

貧にして貧の非を見る者は仁者。

富にして貧の非を見る者は不仁。

富にして富の非を見る者は仁者。

貧者は富者を見て心に慮る。

富者は貧者を見て心に慮る。

富を見て立所に富を得んと欲する者は盜賊・鳥獸に等し。人たる者は須らく勤勞して而して後富を得べし。

樂を見て立所に樂を得んと欲する者は盜賊・鳥獸に等し。人たる者は須らく勤勞して而して後樂を得べし。

以上は翁の萬物共済主義（以_レ富_ヲ養_フ貧_ヲ、以_レ貧_ヲ養_フ富_ヲ、以_レ善_ヲ養_フ不善_ヲ、以_レ不善_ヲ養_フ善_ノ類）から出たもので、今日の勞資協調説の極意を言ひ盡したものである。（井口丑二著、報徳同源に據る）

三 産 業

第二三節

（一）世界の三百五十分の一の國土に據り、世界の三十分の一の人口を有し、而もなほ毎年百分の一以上の自然増加をなしつつある日本人は如何にしてその生活を維持してゐるか。明治維新までは國民の殆ど全部は農業を營み、衣食住の資料すべて自給自足の生活をして來た。國土狹隘なる上にその狹隘なる國土さへ山地多く耕作に適する土地が少いから、自給自足の生活をなすには人口制限をせねばならぬ。従つて維新前の人口増加は極めて遅々たるものであつた。然るに、維新以來鎖國の禁を解き、制度・文物と共に生活資料まで外國から迎へるに至つて、國民生活の方法が全く一變し、人口は非常の速力で増加したが、生活資料の輸入も非常の速力で激増した。

かくの如く人口の倍増する間に於て、日本は朝鮮・臺灣・樺太等を得たけれども、この新領土には已に二千萬人の先住人口があり、こゝに生ずる資料は大部分こゝに消費されなければならぬ。故に大和民族のみからいへば、現在既に生活資料を得る途に窮してゐる。況んやこれから増加する子孫を養ふ方法は大いに講究を要するのである。

衣食住のうち衣料たるべきものは贅澤品たる絹絲を除いては殆ど全く生産しない。棉花も獸毛も全部外國から買つてゐる。食料としては米・麥・豆・砂糖・鹽・獸肉・鳥卵及び肥料の少からざる不足も輸入に待たねば足らぬ。住料としては木材・鐵・石炭・石油等を買はねばならぬ。その上、衣食住以外の生活必需品にして輸入さるゝものも亦少くない。

これに對して我が國から輸出する物としては生絲及びその製品と外國の材料を用ひて作つた棉絲及びその製品だけで約四分の三を占め、その他種々雑多なもので四分の一ほどの輸出をしてゐる。而してこの輸入と輸出を比べると、毎年四五億圓づつ輸入が多くて、貿易外の收支から補ふべきものを差引いても、毎年一二億圓づつ借金が殖える勘定である。

大正三年世界大戰の前までに十四五億圓の外債があつたが、大戰中幸に少からぬ金を外國から得たから、假りに全部借金拂をして、なほ二十億圓近い金を残した譯であるが、昭和元年末にはもう十六億圓からの借金が出來てゐる。

近時日本經濟生活の行詰りが喧傳せられ、人口政策・食料問題・産兒制限・産業立國・國產獎勵・移民間題・貿易改善・保護關稅・政費節約等が盛に論議さるゝやうになつたのは全くこれが爲である。又國民生活困難の増加、思想の惡化等も主として人口増加の壓迫や生産と消費の不均衡に原因してゐる。

ることが想像出来る。(矢野恒太郎、日本國勢調査に據る)

(二)我が國の對外貿易は明治元年の輸出入總額が二六、二四六(單位千圓)であつたのに對し、大正十四年の輸出入總額は四、八七八、二四七(單位千圓)となり、實に百八十七倍に上つてゐるが、この五十八年間の貿易積算高を見るに、輸出總額は二五、七六〇、三七九(單位千圓)で、輸入總額は二七、八一七、六六二(單位千圓)であるから差引輸入超過が二、〇五七、二八三(單位千圓)となる。

第四・五節

(一)我が國の現状はこれを概括して言へば、

- 一、土地が狹隘な割合に人口が甚だ多く、従つて生活資料が缺乏してゐること。
- 二、埋藏物(鐵・石炭・石油等)が少いこと。
- 三、天然生産物(農産・林産等)も少いこと。
- 四、人工生産業(工業)の幼稚なこと。
- 五、消費は累年激増すること。
- 六、以上の結果、輸入超過が相踵いで外債が増加すること。

然るに、我が國民の大多數はこれに無關心である。そして、殊に有識階級の人で樂觀的にこれを

看過してゐる人も少くないやうであるが、樂觀すべき理由は殆ど發見されぬのである。(矢野恒太編、日本國勢圖會に據る)

(二)我が國では男子はその六割一分二厘、女子は三割六分三厘、男女通計四割八分五厘が職業を持つてゐて、過半は無職業の從屬者(主として老人、小兒、病者等)であるが、諸外國の例からみても相當働いてゐると言はねばならぬ。

職業別から見ると國によつて非常に割合が違ふ。有職業者中農業者(林業・漁業を含む)が日本では五割五分であるのに、イギリスでは八分、アメリカ合衆國二割六分、フランス四割一分、ドイツ三割五分である。工業者は日本二割一分、イギリス五割二分、アメリカ合衆國三割四分、フランス三割六分、ドイツ四割である。商業(交通業を含む)は日本一割六分、イギリス二割二分、アメリカ合衆國二割七分、フランス一割、ドイツ一割二分である。これだけ見ても日本は狹隘な國土に據りながら、主として農業に従事し、工業は發達せず、小商人が比較的多いことがわかる。(同上)

(三)從來日本人の最も多く移住せる地方はアメリカ合衆國(布哇を含む)であるが、先年來排日問題の爲に頓挫を來した。大正十四年の統計によれば、在外邦人の數は布哇に約十二萬人、米本國に約十三萬人に過ぎぬ。これに次いで支那に十四萬人、南米に五萬人、カナダに二萬人、南

我が國の移出民數 (單位千人)

移 民 先	大正2年	同 3年	同11年	同12年	同13年
北 米 合 衆 國	4.281	5.553	3.558	2.617	4.064
ブ ラ ジ ル	6.917	3.523	983	797	3.689
布 カ ナ ダ	4.276	3.187	2.960	2.112	2.163
ペ ー ル マ	4.270	1.284	1.022	648	1.103
フ ィ リ ッ ピ ン	1.126	1.132	202	333	651
マ レ イ 半 島	927	788	189	449	548
暹 羅	581	577	3.249	1.450	329
メ ン テ ン	338	250	171	57	152
東 南 亞 細 亞	17	19	228	54	112
印 度	47	35	77	68	76
支 那	192	175	90	81	75
日 本	103	41	52	66	58
港 澳	—	—	—	6	24
オ ー ス トラ ー リア	—	7	35	15	21
南 米	6	11	9	26	17
支 那	—	—	11	13	6
日 本	10	12	6	17	5
支 那	—	9	—	6	4
日 本	—	1	—	—	1
支 那	745	1.373	34	11	—
日 本	20.963	17.974	12.879	8.825	13.098

洋に二萬五千人等で、在外本邦人の合計が六十二萬五千四百餘人である。この外に朝鮮人・臺灣

人の外國、主として支那と露國に在るものが四五十萬ほどある。この中には大公使館員や留學生・銀行會社支店員等もあつて、そのすべてが移民ではないが、これだけの人を海外に送り出すにも随分年數を要してゐる。最近毎年在外者の増加數平均は漸く二萬人に過ぎぬ。故に、移住を以て毎年七八十萬人を増加する我が

國の人口政策に資しようとするには餘程の新工夫を要するのである。

それにアメリカ合衆國・カナダ・暹羅・南亞聯邦等に於ては猛烈に日本人を排斥してゐる。ひとりブラジルその他南米の二三箇國に於ては目下日本労働者を歓迎してゐるけれども、これとても全南米を通じて一箇年の渡航者五千人に満たず。若し總計十萬人も日本人が在住することとなれば、必ず排斥問題を起すべきものと考へられる。

これが爲に我が新領土及び支那の滿蒙地方（關東州を含む）に移民すべしとの議論をなすものもあるが、滿蒙地方の如きは漸く十七八萬の内地人を移殖する間に東三省に移住せる支那人は四五百萬人と稱せられてゐる。これは我が國の勢力範圍に於てはその生命財産が安全なる爲に起る現

海外在留内地人人口（單位千人）

在留地	大正2年	同12年	同13年	同14年
カ ナ ダ	123	197	192	197
北 米 合 衆 國	785	1,314	1,314	1,331
布 哇 哇	885	1,188	1,230	1,258
メ キ シ コ	27	32	33	36
パ ナ マ 及 ビ キ ュ ー バ	—	6	7	8
ブ ラ ジ ル	119	392	418	494
南 米 (ブラジルを除く)	59	128	136	148
フィリピン及ビグム	49	70	84	90
南 ア ジ ア (南洋を含む)	103	167	176	217
太 洋 洲	67	39	39	39
支 那 (滿洲を除く)	169	484	453	562
滿 洲 (關東州を含む)	908	1,727	1,795	1,834
シベリヤ(北緯太を含む)	46	6	33	9
ヨ ー ロ ッ パ	12	35	38	29
ア フ リ カ	—	0	0	1
合 計	335.2	581.7	594.6	625.4

象で、我が國は支那人の爲にその内地植民に努力してゐるやうな姿である。朝鮮に對しても漸く四十萬人を送りたるに、近年朝鮮労働者の内地に入り来る者年々増加し、大正九年に於て既に四萬餘人に達せるより見れば、今は遙かに増加したと思はれる。

而もこの新領土に移住せる内地人は、その成績はどうかといふに、多くは失敗して成功せる者は甚だ稀である。アメリカ合衆國に移住せる内地人が多少とも成功せる者多きに比して正反對で、極めて道理ある現象である。すべて生活程度の低い國民がその高い國へ移住すれば、その地の労働者と競争して生活費のみにも有利なる立場にゐるし、忍苦勤勉の程度に於ても必ず勝利を得るのが常である。然るに、反對に我が國から支那や朝鮮へ移住しては、彼の地の労働者又は小商人とその勤勉忍苦に於ても生活費に於ても比較にならぬほど不利な地位に立つのである。故に、日給三十錢乃至五十錢を得る支那職工はその生活費として十錢内外を費すのみにて忽ち相當の貯蓄をするが、日給二圓以上三圓も得る日本人は悉くこれを生計費に用ひ盡してなほ足らぬのが多い。その結果數年の後には支那労働者は小店の一つも持ちだん／＼資本家となるのに、日本の労働者は何時も素貧乏である。同じ市街で日本品を求めても日本人の店よりは支那人の店の方が安い。それは店費がかゝらぬからである。かくて一方は多く賣れるから益々安く賣ることが出来る

が、一方は餘り賣れぬから益も高く賣らねばならなくなる。故に、偶々日本固有の營業を始めても一二年の中には忽ち使用人たる支那人の爲にお株を取られてしまふ。

然らば、日本人はその經濟生活に於ては到底支那人の敵ではないかといふに一概にさうはいへぬ。滿洲、臺灣等に於ても政治學校、道路、大建築銀行、會社等の如き大資本を要する組織的文明になると、公平に見て支那人の經營はまだ日本人には及ばないのである。されば日本人はその長所たる資本主義文明を以て支那人と競争すればよいのに、徒手空拳で或は極めて僅少な資本を以て支那人と競争するから忽ち失敗するのである。

然らば、現に支那人が經營してゐる事業又は忽ち支那人が模倣すべき事業では日本人の手を下すべき餘地はないかといへば、これも決してさうではない。現に大豆糟を絞る油房の如きも、支那人と同一程度の規模を以ては成功する希望は絶無であるが、大資本の力を藉り大規模の工業とした者は、支那人よりも遙に低廉なる生産を爲してゐる。農業に於ても米國風の大豆園を作り盛に機械力を應用してよく支那人以上に有力なる事業を經營してゐる。商業でも工業でも皆同一である。たゞ憾むらくは資本の足りない我が國ではこの方面まで利用すべき十分の餘裕を有してゐないことである。

要するに、滿蒙移住のことも今日のやり方では大した希望はかけられぬ。即ち、移民政策で以て人口問題を解決しようとすることは甚だ困難であると言はねばならぬ。

移民を海外に出すことは、そんな經濟問題ではない。況んや苟且にも貧乏人が衣食に困つて子弟を奉公に出すやうな卑屈なことを考ふべきではない。移民は國土の進展であり、民族の膨脹であるといふやうな痛快な議論もある。動機論としては御尤もであるが、實際論としては經濟を離れてそんな移民が他國に植付けられるものとは考へられぬ。

兎に角移民だけによつて我が國民經濟の行詰りを救はんとするのは前途遠慮と思はれるが、多少ともその一助となることは疑なく、且多少とも我が勢力を各地に扶植する點から見れば、全然抛棄すべき問題では勿論ない。しかし、實際問題としては移民は今後益々困難となることは疑ないやうである。(同上)

第六・七節

(一) 我が國に工業原料の不足してゐることは論はない。けれども、それだから工業が發達せぬといふ議論は成立たぬ。如何にも手元に原料があるのとないのとではその不便、利不利は同日の談ではないやうだが、日本は四面環海の國で世界の何處の果からでも極めて安い運費で原料を持つて來ることが出来る。若し日本が大陸であつたら、たとひ國內に原料があつても、

列國の原料品輸入

(大正13年)

國名	總輸入金額に對する百分比	原料品輸入額 <small>拾萬金圓</small>
英國……	31	3,5
米國……	46	3,8
佛國……	65	2,7
獨逸……	40	2,2
日本……	65	1,3

その陸地運賃の爲に工場着で拂ふ原料の代價は外國から海岸へ船で運ぶよりも高くつくであらう。ドイツでは燕麥の運賃は原價の百分の四であるのに、アメリカ合衆國では三分の二に當り、全國の運送に従事するものがドイツでは四十萬人であるのに、アメリカ合衆國では三百萬人を要してゐる、畢竟廣大なる國土に累されてゐるからだといつてゐる。勿論原料の代價も自國內に落ちればそれだけ國民經濟は有利なのに相違はないが、それは工業の計算には上らないことである。原料のないことが工業上甚しく不便でない證據は幾らでもあるが、現に我が國の大工業の一つである紡績の原料は殆ど皆外國産の棉花ではないか。

我が國が四面環海の國であるのは原料の輸入のみならず、製品の輸出にも亦非常な天恵である。故に、國內に原料のないことは工業不振の口實にならぬのみならず、場合によりては國內の原料に縛り着けらるゝよりも、世界中で競争さして最も廉價な原料を仕入れて來るやうな便宜ともなるのである。(同上)

(二) 現今我等國民は、國內に於ては國民相互の自省によつて節約を促し、一面には生計の緊縮整理によつて物價の低落を促進し、その餘財の資本化によつて産業の興隆を圖り、内生產品の低下によつて輸入を防遏して輸出の増進を期し、更に進んで海外に於ける投資を盛ならしめねばならぬ。日本民族殊に民族の資本、民族の企業の對外活動といふことは、國內に於ける財政經濟の建直しと共に、我が國人口問題の緩和、食糧問題その他あらゆる社會問題に通じて重要な一大對策であらねばならぬ。(下村宏著、財政讀本)

第四 結 論

二三 公民の精神的資格

第一節

(一)個人は一心、國家は衆心。個人の動きはその一心の持ちやう次第で、向上も早いが墮落するに當つては止め度がなく急轉直下する。ところが、國家の歩みには衆心の足並が揃はねばならぬから、その向上墮落いづれにしても早急には行かぬ。こゝではいつも異議異論相闘つて互に牽制するから、そのため向上も後れる代りに墮落も救はれることがある。そこにこの衆心に思ひのまゝ口を開かせる議院政治の妙味がある。議院政治は一氣に國家の向上を期するためには不便だけれども、どんな勢力にも天下の獨占を許さぬから、急激の變化を豫防する効力がある。近頃ヨーロッパの一部で獨裁政治の一時成功してゐるのを見て、心算かにこれに倣ひたがつてゐるものがあるやうだが、今日になつて獨裁政治が一時成功してゐるのは、これはその國々の深い事情に基づくものであるから、言ふまでもなくうかと乗つて、輿の眞似する鴉になつてはならぬ。

(二)政治の目的は、國利民福の増進にあるとすれば、この目的を達するがために、色々な方法がなくてはならぬ。制限選舉を撤廢して、普通選舉を斷行したやうに、選舉權の擴張に次ぐに擴張

を以てしても、或は更に一步を進めて遂にレフレンダム、若しくはプレシットを行つて見たところで、國家のために果してどれほどの利益があらう。今や世界の大部分の人心の趣向は意外の邊に向つて潛運默移してゐる。これに伴うて、政治の方法についても、絶えず新しい機軸を出すことに工夫せねばならぬ。今や世界はあらゆる點について從來の行掛りに行詰つてゐる。此の時に當つては謂はゆる「我より古を成す。」といふ意氣を以て、政治に於てもすべての因襲を排脱して、新しい局面を打開することが最も必要である。

第二節

政治教育の必要はずつと以前から政治家によつて認められて居つた。自由民權の運動が盛であつた際の如きは、やはりその趣旨で演説に文書に大いに民權擴張を説いて國民を教育したものである。當時の新聞の論説などといふものは、今日から見れば主として政治教育を施さうとするものであつたと言つてもいい。従つて今日の公民教育も政治教育も宜しい。その他色々な方法で政治に必要な簡単な知識を授けることも悪くはない。しかし、それよりも立憲政治に適する道徳的素質をしつかり陶冶することが最も肝要である。如何に知識が豊富でも道徳的缺點があつては、知識は結局亂用され悪用されて、その弊害は寧ろ無知よりも一層甚しいことになる。イギリスが立憲國として最も優秀な位置を占めてゐるのは、イギリス國民が政治思想に富むばかりで

なく、彼等の性質が最もよく立憲政體に適合するやうに、數百年來歴史的に訓練されてゐるからである。これが立憲國としてイギリスの何よりの強味である。政治上の理窟を言はしてはイギリス人はドイツ人またはフランス人にかたはらない。

それなら、立憲政體に必要な道德的素質は何であるかといふに、それは色々あるが、就中、公明正大の氣風が何よりも大切である。この氣風が國民に缺けてゐては立憲政治は成立たぬ。專制政治は、つまり秘密主義の政治であつて、何事も少數のものがこそくくつて行くところにその弊害が最もされるのである。然るに、立憲政治では、正々堂々と言論によつて主義主張を闘はし、輿論によつて政治を運用するのがその生命であるから、こゝでは公明正大な謂はゆる天下の廣居に居つて天下の大道を行ふといふ氣風を第一に養成するやうにせねばならぬ。

尙、も一つは、苟も何にあれ、政治上の問題が衆議によつて決した以上は、少數者は徳義上喜んでこれに服従せねばならぬ。多數の意見によつて決定したものに於ては少數者は潔く兜を脱ぐの雅量が必要である。陰險な手段でこれを覆して自己の勝にせんとする隱謀の如きは絶対に排斥せねばならぬ。要するに、立憲政體に適する國民道德的素質としては、雅量即ち「尋常の勝負を尊ぶ」武士的精神が必要である。喪首をかいたり暗打したりするなどの類は、立憲政體に於ては最

も忌むべき醜惡事である。

イギリスでは昔から政治上の三つのCを重んずる。コンテスト *contest* コンフレンス *conferences* コムプロマイズ *compromise* が即ちこれで、つまり、討論し、協議し、折合ふといふのがその主意である。こんな心得がなくては立憲政體は完全に發達するものではない。我が國ではコムプロマイズを譯して妥協といひ、これを悪い意味にのみ解してゐるが、こゝの意味は決して我が國で解されてゐるやうな悪いものではない。結局、多數の意見を尊重しようとするれば、コムプロマイズ即ち折合ふといふことが必要になつて来る。これがなくては何事も出来ぬ。そして、これには前に言つたやうな意味の雅量を缺くことが出来ぬ。(卷三、七、「雅量」を参照)

かくの如き精神を教育の上に於て養成して行くことが、公民教育又は政治教育の骨髄であつて、この精神に比すれば多少の政治上の知識を授けたりすることは末の末である。

第四節 (一) 倫理觀念の緊要なることは、敢へて政治に限らぬ。經濟・法律教育等一切の社會的活動は何れもその基礎を倫理道德の原理に置くべきは論のないところである。しかし、今日我が國に於て特に倫理觀念缺如の痛感せらるゝは政界であるが故に、余はその主力を先づこの點に集めんと欲したのである。然らば、その謂はゆる政治倫理化の趣旨は奈邊に存するやといふに、これ

を逐一述べんには、頗る廣汎に互り一般の諒解に不便ならんことを憂へ、茲に左の四則を摘記し、余が精神を天下に訴へんと欲するのである。

一、政治は奉仕なり。孟子は梁の惠王に向つて、「王何ぞ必ずしも利を言はん、また仁義あるのみ。」と言つた。これが政治の根本觀念である。然るに、近代我が國に於ては、西洋の科學文明を誤解して、「人間は利を求めもの、人生は物質を主とするもの。」と考へてゐる。その思想は政界を風靡し俗悪なる實利主義と事大主義との觀念が、一般國民を荼毒してゐる。然るに、西洋文明の根本には理想主義がある。日本文明の傳統的精神もまた理想主義である。

我が國現代各方面の行詰りは、この淺薄なる實利主義の結果である。人間活動の動機は個人の物慾なりと觀じ、これを巧に操縦するを政治の妙諦なりと考へる間は眞實の國策は起り得ない。政治の根本精神は「社會民衆の福祉のために奉仕することである。」といふ觀念が、滿天下の信念とならなければ、眞實なる政治は起らない。「政治は力にあらず、奉仕なり。」との觀念に基づいて行動せよといふことが、政治の倫理化の根本精神である。

二、選挙の腐敗を匡正せよ。俗悪なる實利主義政治の最大なる弊害は選挙の腐敗である。金力による選挙、情實による選挙、権力による選挙、これら一切の誘惑は國家を危殆に導く罪惡で

ある。殊に普通選挙がかくの如き腐敗手段によつて實行せらるゝに於ては、國家を救済する途は永久に失はれるであらう。倫理觀念に基づく政治は、かゝる一切の罪惡を敵として挑戦する。日本民族發展の大事業は先づ選挙の革正に始まらねばならぬ。

三、大經綸を樹立せよ。實利を目的とする政治は一時を糊塗する目前政治に墮する。然るに、正義を目標とする政治は永遠なる國家民衆の幸福を期待する大經綸の樹立に専念する。我が國現時の政狀如何。年々七十五萬の人口増加と内地産業の不振とは、危險の思想と不安の世相とを現出したではないか。これに對し、我が國の朝野に果して如何なる根本政策があるか。我が國現時の外交如何。目前的文書外交に没頭しつゝある間に、我が國は世界の落伍者となりつゝあるではないか。これに對して、現代政治家は果して眞劍に憂慮してゐるか。而もかくの如きは皆、倫理觀念に基づかざる政治の當然に陥るべき究極の袋道である。

四、青年よ奮起せよ。永く同一職業に携はるものは因襲の捕虜となる。無爲にして年齢を加ふるものは保守退嬰の風に泥む。そして、何れの時代にもこれが社會國家を沈滞せしむる大原因となる。故に、古來行詰りたる社會現象の打開刷新は、民衆殊に多くの場合に青年の力であつた。専門家は舊習に縛され、素人は生々活潑である。老人は經驗に囚はれ、青年は奔放自由で

ある。今日の實利的なる國世の弊風は、謂はゆる専門家と老朽者とを以てしては、到底これを掃することが出来ぬ。

要するに、政治倫理化運動の勇者は、純真なる青年にこれを求めねばならぬ。余の如きは既に七十に垂んとする老骨である。たゞ僅に青年の志を失はずと信するだけである。余は單に政治倫理化運動の烽火を擧げたる一先驅者に過ぎぬ。天下無名の青年よ起て、起つて、第一線に倒れたる余の屍を越えて進め。諸君の奮起によつてのみ、新日本の再生は期待せらるゝのである。(後藤新平著、政治の倫理化)

(二)今日の政黨のていたらくでは、政治の倫理化運動はどうしても起つて來ねばならぬが、さて然らばどうしてその目的を達することが出来るか、實にこれが難問題だ。元來倫理的政思想の本場は修身齊家を治國平天下の本とする儒教を奉ずる支那である。ところが、この政治は古來餘りに倫理に重きを置き過ぎて看板に偽が多く、實用に適しないものが多い。孔孟の徒が倫理的政治の大綱を示して以來、幾千年の間政治に關して無數の論策が世に出てゐるけれども、どれを見ても、その要旨は、賢に任せ、諫を納れ、兵を戢め、税を軽くし、學校を興し、風俗を正すなどいふ陳々腐々の意見に過ぎぬ。たまた法律經濟の事を説くと、刑名功利の説などと呼ばれて士

君子に排斥される。だから、政治の倫理化を萬一こんな儒教風に餘り窮屈にでも解釋すると、その結果は時勢とともに進歩せねばならぬ政治を沈滞させてしまふことになる。政治家の徳義を責めるのもよいが、三年の喪に服せぬ不孝者にはその資格がないとするやうな支那の筆法を以て彼等を是非するほど、それほど峻厳であつてはならぬ。謂はゆる角を矯めて牛を殺すことになる。況んやたゞ個人的徳義のみを政治家の必須條件にすると、今度は政治的手腕は別にして、言行心術の指摘を事として互に排擠し合ふのみならず、狡猾無能の政治家はこの徳義の假面を被つて自己の醜を掩はうとする。この事について朱伯韓といふ清朝時代の學者がちよつと支那人には珍しい説を立ててゐる。

世の稱して謹厚といひ、廉靜といひ、退讓といふ者は名の至美なる者なり。而もこれ舞曲の行にして大人の行にあらざるなり。大人の職は國家を經し社稷を安んずるにあり。剛毅大節あつて人主に畏憚され、深謀遠慮あつて天下の長計をなし、合へば則ち留まり、合はざれば義を以て去り、身の便安計るに暇あらず、世の指摘敢へて逃れざるなり。今や然らずして曰く、吾天下の長計を爲せば則ち天下の黨必ず我に集る。吾人主に畏憚さるれば則ち其の位に久しき能はず。如かず、謹厚廉靜退讓、此の三者の以て安坐して患無く、而も其の至美なるにと。此の故

に近世の號して公術の賢者と爲す者にして一旦大利害に遇へば、槍攘措く無く、鉗口播舌して敢へて言ふなく、謂はゆる謹厚・廉靜・退讓は此に至つて擧げて用ふべきなし。支那のやうに餘り道德を小やかましくいふと、どうしてもこんな癡愚の徒でもないと永く高位に安んじてゐられなくなる。我が國の近代のやうに、たゞ才幹本位で人物を登庸するのも考へものだが、急に支那流の倫理的・政治思想を眞向にかざして時弊を矯めようとすれば、今日の政治家は有爲の才を抱くものまでこれを殆ど皆埒外に放り出してしまはねばならぬから、政治の倫理化も大概の程度でがまんせねばなるまい。伯韓も、「世の貧者・矯者・肆者往々其の才用ふべし。」といつてゐる通り、今の如何はしい政治家でもそれ／＼力量膽識大いに用ふべきものが少くない。だから、政治家は政治家として置いて、必ずしも彼等のすべてを道學先生たらしめるには及ばないが、それでも時にはこんな運動を起して彼等を警戒することは、決して無用な事ではなからう。

二四 世界と我が帝國

第一節

(一) 周雖舊邦、其命維新。(詩經、大雅文王篇)

(二) 我が國は建國以來二千五百餘年皇統連綿として萬世に亙つて渝ることがない。然るに、今日王統の最も永く繼續してゐると稱せられるイギリスのハバノー朝でも二百年に過ぎず、スウェーデンは百二十年、ベルギーは百年、イタリーは七十年、デンマルクは六十年である。これらの國々と比較して考へる時に、我が國にはどうしても特別な天佑があり、使命があることが感じられる。

第二節

我が國は建國以來殆ど同一民族を以て組織され、従つて人情も教厚であつて、危急存亡に際しては互に相救濟するといふ情誼に富んでゐる。これに反して歐米大陸に於ては諸種の民族が入亂れて激しい闘争をなして來た。それで他に對抗するために餘儀なく一つの國を形成したといふ工合で、その建國の歴史が我が國とは根本的に異なるのである。この點に於て我が國は言ふまでもなく國家的に世界に誇るべき長所を持つてゐるといつてよい。

しかし、今述べたやうに同一民族より組織され、情誼に富んでゐる美はしい國民性の反面には、事に臨んで動もすると依頼心を生じ易いといふ弊がある。逆境に陥つたり或は突然不時の災厄に

遭遇しても誰か救済してくれるので、自然それに慣れてしまつて、獨立獨行の精神を失ふといふ傾向がある。

一般に外國人は日本人に較べると素質的に人情が冷酷である。人情の冷酷なことは人間として最も忌むべきことではあるが、その反面には自分の事は自分でやる、決して他の助を藉りないといふ氣風がある。さういふ風で、歐米に於ては子供を教育するにその躰け方があまり親切でない。我が國の子供は道で倒れて泣いたりすると母親が大騒ぎして抱き起してやるが、西洋では子供自身立つまで傍觀してゐる。そして、さういふ風に躰けるのが將來獨立獨行の精神を養ふ上に於て有益な事であると考へてゐる。私はかういふ獨立獨行の精神の養成は、今日の教育上最も必要なことではあるが、歐米に於ける教育の仕方がかういふ風になつたのは、由來國民性の然らしむる所であらうと思ふ。

第四・五節

(一) 今や人類は國家に向つて大なる疑惑を抱きつゝある。しかし、無政府主義や共產主義では行かぬ、結局道德國家(文化國家)に依るの外ないといふ場合に於て、我が國の個性が偶然にもこの人類の要求してゐるものを充すべき道德國家の本質を以て自己の個性としてゐるといふことを思ふ時に於て、我が國が人類文化の上に盡さねばならぬ責任の重大なる、その使命の

輝かしいことを思はざるを得ない。今や我が國民の盡さねばならぬ舞臺が世界の文化史の上に開けて來た、世界の文化史は日本を要求してゐる時が今こそ來たと考へねばならぬ。個人が社會の文化に貢獻する價値の大小に依つて個人の價値が定まる如く、國家民族としても人類文化の上に貢獻することの大小に依つてその價値は定まるのである。今まで我が國の文化史上の位置は歐米諸國、或は印度、或は支那のそれに較べて甚だ貧弱なることを辯護すべくもない、これは明かに認めねばならぬ。たゞ印度の文化を吸収し、支那の文化を吸収し、今や歐米の文化を吸収しつゝある。我が國の文化を世界の民族に與へたことはないとは言へぬが大袈裟に與へたことはない。かくの如く世界文化史上の地位の甚だ貧弱なる日本ではあるが、しかしこれは、必ずしも悲觀するには足らぬと思ふ。三千年來この東海の孤島に僻在して道德國家たる本質を長養する機會を得て來た。而して今や人類はこれを要求しつゝあるといふことを考へる時に於て、我が國の文化史上の地位の重大にして輝かしいことを痛切に考へざるを得ぬ。

ヨーロッパのあの殖民地政策などを考へて見ると、實に我が國民ほど平和を愛好する國民はない。たゞ明治以後世界の仲間入をした時には、世界は皆剽盜強盜勝手たるべしといふ軍國主義であつたから、相當に軍備をせねば國が立つて行かぬので、仕方なくヨーロッパの軍國主義にかぶれて自

衛の策をしたに過ぎぬ。それをせねば國は亡ぼされてしまふから仕方がない。而もヨーロッパ諸國は征服したる外國人を常に奴隷にして虐待してゐる。これをしないのは我が日本だけである。かくの如く考へ來る時に於て、この人類の文化に最も貢獻し得る所の歴史と素質とを持つてゐる國家こそ我が日本の國家である。この確乎たる信念の上に立つて、この國家の個性の基礎の上に立つて人類の文化史上に貢獻する、これが我が國民の使命でなければならぬ。一切の教育は結局こゝに合流して來なければならぬと思ふのである。即ちこの道德國家の建設に依つて國際的には互に相争ひ相闘つてゐるのを止めて人類世界の圓滿なる發達に向はしめる、國內的には社會の中に一人一人その志を得ざるものないやうにして行く、皆等しくその社會の缺陷から救はれて皆一緒になつて行けるやうな社會を出現するといふことに努力せねばならぬ。それが爲には我が國を完成し而して將來世界人類に廣く一大光明を與へるといふことが我が國の使命でなければならぬ。勿論、東西文化の融合といふことも我が國の使命であるが、さういふ具體的の問題として見る前に、この目前にある目標を見ても、先づ我が日本を完成しさうして人類文化に貢獻するのは、つまり道德國家の建設に外ならぬ。無論軍備を否認するものではない。我が國を虎視耽々たる列強の脅威から擁護する爲には軍備も持たねばならぬ。而して國防の爲の戦ならば、國民の血の最後の一滴

までも戦はねばならぬ。世界人類の文化の進展の爲に吾々日本民族が負うてゐる所の重大なる光榮ある使命の爲に戦ふ必要があるならば、遺憾ながら已むを得ず國民の血の最後の一滴までも戦はねばならぬ。しかし、吾々は先づ國家に對して一貫したる命を棄ててもといふ正しい信念の下に、その國家の爲に盡すと同時に人類文化の上に貢獻する、これが公民教育の最後の歸着點であらうと思ふのである。(公民教育講義集に據る)

(二)かつて故大隈侯が教化的國家論を唱へたことがあるが、その要旨は、つまり我が國民性の那邊に基づくかを明かにされたもので、我が國は道德を以て國を譽め、爾來政治も道德的に行ひ往くのがその國是であつたとの意味を論じられたもので、その論旨には何人も異論のある譯がない。さればこそ憲法發布と同時に教育に關する勅語を下賜されるといふ事があつたのである。憲法で國體を明かにし政治の大方針を示されたけれども、それだけでは足らぬから、更に教育に關する勅語を以て德育の大方針を御示しになつたのである。これに似たことは支那には多少あるけれども、歐米にはない事である。歐米では、德育の方針の如きは國家が定むべきものでないとして、一に教會に任せて、國家の爲にすべき事は政治といふことになつてゐる。それで歐米の政治は警察國から法律國となるといふ按排に、すべて權利關係を主として取扱つたのである。侯が西洋の

政治は法律であると見られたのは即ちこれが爲である。しかし、近世に移つてから、それでは足らず、國家の仕事は精神的方面にも及ぶべきものだとされ、一方に教會の權力を國家に收め、國家が教會のなすべき事をなさねばならなくなつた。かくて更に文化國家、侯の謂はゆる教化的國家即ちクルツールシ、クートといふものとなり、國民の文化を向上發展させることを以て國家の目的となすに至つたのである。しかし、なほそれでも國家が進んで國民に德育の方針を指示するまでには行かぬ。そんなことは一に國民の自由なる判断に任すべきものだとしてゐる。それ故に依然としてなほ宗教なるものの權威が存在し、それが國民の德育を指導してゐる。

廣く世界の事實から見ても、眞の政教一致の國は我が日本のみである。我が國の皇室と臣民との關係の如きは全く世界に見るべからざる一種特別のものなのである。即ち義は君臣にして情は父子の如しであるから、昔から政治は同じ政治ながら——政治は法律に依らねばならぬが、その法律は同じ法律ながら、我が國の法律は極めて道徳的である。これを形容して言へば、極めて涙の多い人情を酌んだ法律であつた。結局その法律を以て國民を教育して行かうといふのであつた。この精神は、大寶令から始めて徳川の諸種の禁令、諸藩から出した一切の法令といふ如きものにま

で一貫して存在し、皆等しく道徳を以てその基礎とした。道徳的見地から法律を見るので、刑罰に非常に手加減があり、例へば、同じ偷盜罪でも、富める者から盗んだのと困る者から盗んだものとは法の適用に大差があるといふ風であつた。即ち法律學者の眼から見たならば、法律としては幼稚なものかも知れぬが、そこにまた言ふに言はれぬ一種の味がある。要するに、國家が政治と教育とを併せ行ふところは我が日本に限るのである。

第六節 (一)吾々は日本帝國が強大國よりも寧ろ正善國たるを欲し、威力國よりも寧ろ君子國たるを欲する。されど言葉の上の正善や文字の上の君子では、世界は却つて自己の弱小を保護するための口實と見て、それ以上に我を尊敬するものはあるまい。乞食の慈善論も議論としては聽くべきも、乞食たる身分に顧みては、自己の口を糊する方便と見らるゝも詮方ない。されば我が高尚遠大なる理想を國際的に實行せんには、須らく先づこれを國際間に實行せしめるだけの力を養はねばならぬ。若しこの力を養ふことを怠めず、徒に急言煽論世界に向つて、天地の公道を説くも、世界は更にその反響を來たさぬであらう。

他人を欺くは惡、他人に欺かるゝは愚、他人を油斷せしむるは奸、他より油斷せしめらるゝは迂。吾々は決して他のものが暴力を恃んで、傍若無人の振舞をなすを見て、自らかく行はんとするも

のではない。されど自ら拘見たらざるがために、我が懐中物を拘られねばならぬ理由はない。吾々は高尚大なる理想を掲ぐるがために、現在の醜惡なる情態に盲目であつてはならぬ。たとひ他を拘らざるも、他から拘られぬだけの用心は肝要である。たとひ他を侵さざるも、他から侵されぬだけの覺悟は必要である。吾々は弱き善人にも與せぬし、強き悪人にも與せぬ。人としては強き善人であり、國としては強き善國たるを期せねばならぬ。強即ち善ではない。されど強ならざれば善を行ふ能はず、行ふ能はざれば善なきと擇ぶ所がない。(徳富蘇峰一著、昭和一新論)

(二)最近或雜誌で見ると、徳富蘇峰が田中逸平に書き贈つたものの中に「兀々、兀兀、又兀々。」といふ語があつて、實に蘇峰氏の性格及びその生活を躍如たらしめてゐる。この一語の如きは、今日の濡手で栗を握まうとする輕薄な青年達に、何よりも有益な適切な訓言であると思ふ。昔は七十の手習などと笑つたものであるが、今日では七十歳にならうが八十歳にならうが、勉強は終生なすべきことで、年齢に關係がない。興味は仕事の中に湧き、快樂は勉強の中に存する。これは私がこれまでの體驗で少しも疑ふべき餘地のない所である。

(終)

新中學修身教本教授參考書人名索引

(人名)	(卷)	(頁)
會澤正志	四	三二一
アインシュタイン	三	二三四
アウエルバッハ	二	一六八
海犬養岡麿	三	三〇一
アリストテレス	四	三五七
アルコット	二	一七五
安藤冠里	三	二一八
井澤蟠龍	一	三五
伊藤仁齋	二	一七八
イブセン	二	一二三

(人名)	(卷)	(頁)
インメルマン	一	四一
ウイランド	一	七
ウィリアム、ブレーク	二	一五〇
ウイルソン	四	三七三
ウィルヘルム一世	三	三〇〇
ウインチェスタト	四	三五五
ウインデルバンド	四	四二三
ウエーベル	一	四
ウエリントン	二	一六一
梅田雲漢	三	二九五

ヴォルテール……………二…一七五
 ヴント……………三…二三七
 エアン、パウル……………一…七九
 エトウエシュ……………三…二二三
 エドワード、コーク……………四…三二九
 エマーソン……………一…三六
 エルドマン……………五…四五七
 エレン、カイ……………四…三五〇
 エンゲルス……………四…四一三
 エンマヌエル……………三…三〇〇
 王安石……………一…一〇
 オイッケン……………三…二三六
 オーウェン……………四…三六四
 ウォシントン……………四…三六五

荻生徂徠……………三…二五六
 オストワルド……………三…二六五
 太田錦城……………一…四二
 王通……………四…三九三
 歐陽修……………一…二五
 王陽明……………一…六
 オレーチ……………四…四〇七
 貝原益軒……………一…四七
 カウツキー……………四…四〇五
 カーネギー……………三…二七四
 カヴール……………三…三〇〇
 カーライル……………四…三四六
 カール、フォークト……………三…二三八
 ガルウエ……………一…七七

ガルトン……………三…二九二
 額淵(額田)……………五…四五九
 カント……………二…一〇六
 菅得庵……………一…三五
 韓愈(韓退之)……………三…一五六
 魏叔子……………二…一四四
 紀貫之……………一…七九
 ギゾー……………四…四二一
 キップリング……………三…二八九
 許魯齋……………二…一三六
 屈原……………一…六七
 熊澤蕃山……………一…四〇
 グラッドストーン……………四…三六五
 グラント……………二…一四八

グリルバルチェル……………二…一三六
 グリンム……………三…二七九
 グレゴリー……………一…三三三
 グロテウス……………五…五八三
 クロポトキン……………四…四〇四
 クロンウエル……………四…三六五
 ゲーテ……………一…一四
 ケトー……………一…一九
 ゲルウエニユース……………二…一七六
 ケルシェンシュタイナー……………二…一九六
 孔子……………一…二二一
 ゴットフリード、ケラー……………一…八四
 ゴッドウィン……………四…四〇四
 コープ……………四…三五五

コメニユース 四・三五二
 コール 四・四〇七
 ゴールド、スミス 一・四五
 榎子玉 二・一九三
 サイモニディズ 一・六二
 ザイレル 四・三四六
 佐久間象山 二・一〇六
 佐藤一齋 一・三三三
 サリー 二・一一八
 サン、シモン 四・三九八
 シェクスピア 一・八〇
 ジェームス 四・二七六
 ジェレミ、テイラ 一・三六
 子 實 二・一九〇

司馬温公 二・一八二
 謝肇淛 一・六五
 ジャンヌ、ダーク 四・三四五
 シヤミッソー 一・九〇
 子 游 二・一八〇
 朱熹(朱子) 一・七
 シュタイン 五・四七九
 シュテルナー 四・四〇四
 シュテルン 二・一一八
 シュベングラー 四・四一五
 シューマン 二・一七六
 荀卿(荀子) 一・二七
 ショッペンハウエル 三・二一九
 ジョーレー 四・三四五

ジョン、ロック 一・六〇
 ジラール 三・二五八
 シルレル 一・七六
 親鸞上人 一・三四
 スコット 一・一一二
 スターン 一・五四
 スタンレー、ホール 二・一一八
 スピノザ 五・四七三
 スペンサー 一・六一
 スマイルス 一・四八
 藤文清 二・一五六
 セネカ 一・五七
 ソクラテス 一・八八
 曾國藩 三・二二一

蘇洵(蘇老泉) 二・一〇七
 蘇東坡(蘇軾) 一・八七
 ソフォクレス 一・二八
 ソロモン 一・二八
 ダンテ 三・二四一
 チチエロ 二・一六一
 張揚園 一・八九
 チルレル 二・一一四
 タイロル 三・二七一
 テニソン 三・二一一
 デモステネス 一・三九
 デルポルデン 三・二六三
 トインビー 四・二六四
 陶淵明 一・三三

陶 侃	一	三四
董仲舒	四	三五一
杜 甫	三	二四一
トルストイ	四	三八六
トロッキー	四	四二〇
ナイチンゲール	二	一一〇
中村正直(中村敬宇)	一	四八
ニイチエ	二	一一〇
西村茂樹	二	九九
二宮尊徳	一	三四
ニュートン	三	二三四
ネルソン	三	二一四
ノルストレーム	三	二八九
バイロン	三	二〇八
パウエルンフェルド	三	二二二
パウロ	五	五〇八
バクーニン	四	四一三
橋本左内	一	七
バックル	二	一〇五
八田知紀	四	三一五
バベーフ	四	四〇三
林羅山	一	三五
バルク	二	一七九
ビスマーク	三	三〇〇
ピタゴラス	一	三一
平田篤胤	三	二五五
平野國臣	三	二九五
ビュヒネル	一	一四

ファイヒテ	五	四七二
フォイエルバッハ	四	四一一
フォイヒタスレーベン	三	二二八
フォーエル、ボックストン	一	七九
フォークランド	二	一一二
フォード	三	二七四
福澤諭吉	一	五一
藤田東湖	三	二九八
ブートルー	四	四二三
フォルスター	一	八二
プラチノス	五	四七五
プラトー	一	四一
フランクリン	一	三四
フリーリー	四	三九八
ブリュッヘル	四	四二七
ブルターク	二	二〇一
ブルードン	四	三九九
ブルンチュリー	四	三二六
ヘーゲル	五	五〇八
ペーコン	三	二〇八
ペスタロッチ	三	二三五
ペーベル	四	四〇〇
ペーメ	五	四七四
ベルグソン	三	二三七
ヘルワルド	四	四二二
ペンサム	一	八五
ヘンダーソン	四	三三五
ペンチー	四	四〇七

ペンチェル、ステルナウ……………一……五八
 ホップス……………四……三九六
 ボベドノスチェーフ……………四……三五九
 マコーレー……………二……一一三
 松尾芭蕉……………二……一九三
 松平定信……………一……二六
 マーデン……………一……四〇
 マルクス……………四……四〇〇
 マルクス、アウレリウス……………二……一九三
 ミュンスタールベルヒ……………三……二七二
 ミル……………一……一五
 ミルトン……………二……二〇一
 ムツソリニー……………四……三七九
 メンデル……………三……二九二

モイマン……………三……二三五
 孟軻(孟子)……………一……三
 本居宣長……………三……二五五
 モーリス……………四……三三五
 モーリッツ、アルント……………一……三一
 モルレー……………三……二二八
 モンテスキュー……………四……三六一
 ユベナリース……………一……六〇
 横井小楠……………三……三〇〇
 吉田松陰……………三……二九五
 頼三樹……………三……二九五
 頼山陽……………一……六
 ライブニッツ……………三……二一〇
 ラッセル……………四……三九九

ラッセル……………三……二九四
 ラッセル伯……………四……三七二
 ラスキン……………一……五八
 ラファートル……………四……三四三
 ラ、ロセフーコール……………二……一八〇
 ランダウエル……………四……四〇六
 陸桴亭……………一……八五
 リッケルト……………四……四二三
 リップス……………三……二〇七
 リーブクネヒト……………四……四〇〇
 劉向……………一……二七
 劉緄……………二……一一二
 李白……………一……二四
 リュッケルト……………一……七〇

リュートゲン……………三……二六六
 柳玼……………二……一五五
 呂東萊……………四……三四二
 リンカーン……………一……五一
 リンドネル(倫氏)……………二……一一七
 ルイ、ブラン……………四……三九九
 ルーソー……………一……四四
 ルッテル……………二……一一五
 ルナン……………一……三八
 レッキュー……………四……三五八
 レッシング……………一……一四
 レニン……………四……四〇五
 ロイド、ジョージ……………四……四〇六
 ローウエル……………三……二七一

老子……………二…一三三
 ロード、エイペリ……………一…五三
 ロードベルツース……………四…三九九
 ロバルトソン、スミス……………五…四七六
 ロングフェロー……………一…六二
 ワグネル……………四…三三〇

(終)

新中學修身教本教授參考書書名索引

(書名)	(卷)	(頁)
岩波哲學辭典……………	三	一三三三
英雄傳……………	二	二〇一
易經(周易)……………	一	四一
エマソン全集……………	一	三六
エミール……………	一	五一
花月草紙……………	一	二六
管子……………	一	八〇
韓詩外傳……………	一	八〇
漢書……………	二	一六五
韓非子……………	二	一五五

書名索引

(書名)	(卷)	(頁)
氣候と文明……………	三	二九〇
教育大辭書……………	五	四五八
公羊傳……………	三	二一八
啓發錄……………	一	七
言志錄(言志四錄)……………	一	三三
現代法學全集……………	五	四九五
後漢書……………	二	一〇六
孝經……………	一	七八
國語……………	一	三〇
五雜俎……………	三	二二九

一

孔子家語……………二・一五五
 孔叢子……………三・二二一
 公民教育講演集……………五・五四八
 困學紀聞……………四・三〇九
 西國立志編(自助論)……………一・四八
 茶根譚……………一・五三
 左傳(春秋左氏傳)……………一・五四
 三國志……………二・一五七
 史記……………一・一〇
 詩經(毛詩)……………一・二〇
 社會主義に對する諸觀察……………四・四一五
 社會問題講座……………五・五九二
 社會問題辭典……………四・四一五
 宗教講話……………五・四七二

修身要領……………一・五一
 十八史……………一・二三
 荀子……………一・二七
 小學……………二・一五五
 書經(尙書)……………二・一六二
 續日本紀……………四・三二二
 正法眼藏……………二・一五七
 申鑒……………二・一四三
 晉語……………三・二一七
 人生の快樂……………二・一七五
 心地觀經……………三・二二三
 靖獻遺言……………二・二〇一
 青年訓……………二・一〇二
 說苑……………二・一〇六

戰國策……………一・三〇
 先哲叢談……………一・三五
 續茶根譚……………二・一四八
 莊子……………一・八〇
 孫子……………三・二二一
 大學……………一・二二
 大願成就法……………二・一一一
 大戴記(大戴禮)……………二・一九二
 太平記……………三・二九五
 太平御覽……………一・三〇
 中庸……………一・七
 ツアラッストラ……………五・四六一
 通鑑綱目……………一・三五
 徒然草……………二・一五四

哲學大辭書……………五・四三二
 德學講義……………二・九九
 日知錄……………三・二〇九
 二宮翁夜話……………二・一六
 日本書紀……………四・三〇九
 日本後紀……………三・二九五
 乃木院長記念錄……………二・二〇六
 日暮硯(木工政談)……………二・一三二
 福翁百話……………一・六一
 平和と幸福……………二・九六
 法言……………一・二七
 法律辭書……………五・四八五
 萬葉集……………三・三〇一
 明治天皇……………三・三〇一

書名索引

孟子……………三
 文選……………一九三
 勇往邁進錄……………四〇
 ユース、オブ、ライフ……………五四
 禮記……………一一
 六韜……………一六三
 呂氏春秋……………一一三
 呂覽……………二一七
 倫理學の根本問題……………二〇七
 老子……………一三三
 論語……………一一一

(終)

大正十四年六月二十三日發行
 昭和三年五月廿四日修正再版發行

新中學修身教本教授參考書

著者 湯原元一

發行者 株式會社 東京開成館

右代表者 松本繁吉

印刷者 佐々木俊一

著作權所有
 【品賣非】

發行所 東京市小石川區小日向水道町八四番地
 株式會社 東京開成館

東京一富士印刷株式會社印刷

書

卷之

第

第

第

第

第

第

第



大

第



